

第19回 通常総代会資料

協同の成果

令和7年度 事業報告書

令和8年度 事業計画書



● 第19回 通常総代会次第 ●

と き 令和8年6月23日（火）午前9時30分
ところ 津島市文化会館 大ホール

1. 開 会 の こ と ば
2. あ い さ つ
3. 議 長 選 任
4. 書 記 指 名
5. 議 事
6. 来 賓 祝 辞
7. 閉 会 の こ と ば

<目 次>

●ごあいさつ	
●総代会上程議案・報告事項1	2
●第1号議案	
◆事業報告	4
◆貸借対照表	21
◆損益計算書	22
◆剰余金処分案	24
●第2号議案	
宅地等供給事業実施規程の一部変更について	29
●第4号議案	
令和8年度事業計画の設定について	
◆事業方針及び目標	31
◆支店運営方針	46
◆総合財務計画	52
◆総合損益計画	53
●第5号議案	
役員を選任について	54
●報告事項2	
J Aバンク基本方針の一部変更について	59

ごあいさつ



第19回 J A あいち海部通常総代会の開催にあたり、ごあいさつ申し上げます。

平素より、組合員の皆様には J A 各事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国の経済は、社会経済活動の正常化が進む一方で、物価上昇の長期化や円安の影響により、家計や事業活動を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。農業分野においても、肥料・飼料・生産資材・燃料価格の高止まりに加え、地政学リスクの高まりによる原油価格や物流への影響が懸念されるなど、生産現場を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

また、コメをめぐるのは、需給の不安定化や価格動向を通じて、改めて食料の安定供給の重要性が強く認識されることとなりました。食料安全保障への関心が高まるなか、地域農業の生産基盤を守り、次の世代へつないでいくことの重要性は、これまで以上に高まっております。

このような状況の中、当 J A は、合併による組織基盤の強化と事業の一体運営を着実に進めながら、組合員の皆様に信頼され、必要とされる組織であり続けるため、事業運営と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

今後は、生産者の所得向上と経営の安定を目指し、営農指導の充実、販売力の強化、担い手や新規就農者の育成、労働力確保への支援、省力化や効率化につながる新技術の導入などを進め、持続可能な地域農業の実現に努めてまいります。また、組合員・利用者の皆様の暮らしを支える総合事業体として、地域に寄り添ったサービスの充実にも取り組んでまいります。

さらに、令和8年度からは第6次中期三カ年計画をスタートさせ、将来を見据えた経営改善と事業改革を着実に進めてまいります。時代の変化に的確に対応しながら、地域農業と地域社会を支える役割を果たしてまいり所存であります。

今後も組合員の皆様とともに歩み、食と農、そして地域の暮らしを支える存在として、地域になくてはならない J A を目指し、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年6月23日

あいち海部農業協同組合

代表理事組合長 平野 和実

第19回 通常総代会上程議案 (議決権行使のための総会参考書類)

報告事項1 令和7年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について

別紙のとおり報告します。(21ページから23ページ、25ページから27ページをご覧ください。)
なお、注記表及び附属明細書については、法令及び定款第38条第5項に基づき、当組合ホームページ (<https://www.ja-aichiama.com/>) に掲載しており、本総会参考書類及び決算関係書類には掲載していません。

決議事項

第1号議案 令和7年度の事業報告及び剰余金処分案について

令和7年度の事業報告及び剰余金処分案を確定させるために、別紙のとおり承認を求めます。
(4ページから19ページ、24ページをご覧ください。)

第2号議案 宅地等供給事業実施規程の一部変更について

別紙のとおり承認を求めます。
(29ページから30ページをご覧ください。)

第3号議案 第6次中期三カ年計画の設定について

別冊のとおり承認を求めます。(別冊の「第6次中期三カ年計画」をご覧ください。)

第4号議案 令和8年度事業計画の設定について

令和8年度事業計画を設定するために、別紙のとおり承認を求めます。
(31ページから53ページをご覧ください。)

第5号議案 役員を選任について

本総代会の終結をもって現役員全員が任期満了となることに伴い、理事25名、監事5名を別紙のとおり選任を求めます。
また、監事の議案については、監事の過半数の同意を得ています。
(54ページから58ページをご覧ください。)

第6号議案 令和8年度における理事及び監事の報酬額について

次のとおり承認を求めます。

- ① 理事の報酬等については、「役員報酬審議会」を設置し、そこで昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、「令和8年度の理事及び監事の報酬にかかる答申」が出されています。これを踏まえ、令和8年度における理事の報酬については総額8,500万円以内とし、各理事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において理事会に一任願います。
なお、理事は25名です。
- ② 監事の報酬等については、「役員報酬審議会」を設置し、そこで昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、「令和8年度の理事及び監事の報酬にかかる答申」が出されています。これを踏まえ、令和8年度における監事の報酬については総額1,800万円以内とし、各監事の報酬額、支払方法等についてはその範囲内において監事の協議に一任願います。
なお、監事は5名(うち員外監事は1名)です。

第7号議案 退任役員に対する役員退職慰労金の支給について

以下に記載する役員11名は本総代会の終結のときをもって退任します。それぞれの在任中の労に報いるため、役員退職慰労金を支給することについて、次のとおり承認を求めます。

退任役員各氏の略歴は以下のとおりです。

- ① 理事経験がある退任役員に対し、役員退職慰労金規程に基づき、理事在任期間に応じて総額2,500万円以内で退職慰労金を支給することとし、具体的金額、支給時期及び方法等については、理事会に一任願います。
- ② 監事経験がある退任役員に対し、役員退職慰労金規程に基づき、監事任在期間に応じて総額800万円以内で退職慰労金を支給することとし、具体的金額、支給時期及び方法等については、監事の協議に一任願います。

また、役員退職慰労金規程を、総代会の終結までの間、本店に備え置きしています。

退任役員の略歴

氏名	略歴
平野 雅仁	平成23年6月 J A あいち海部常務理事就任 令和 2年6月 J A あいち海部代表理事専務就任 (現任)
伊藤 一幸	令和 2年6月 J A 海部東常務理事就任 令和 6年7月 J A あいち海部常務理事就任 (現任)
早川 精彦	平成29年6月 J A 海部東常勤監事就任 令和 6年7月 J A あいち海部常務理事就任 (現任)
佐藤 弘子	令和 2年6月 J A 海部東監事就任 令和 6年7月 J A あいち海部理事 (総務委員) 就任 (現任)
堀田 守	令和 2年6月 J A あいち海部理事 (総務委員) 就任 (現任)
馬淵 秀子	令和 6年7月 J A あいち海部理事 (総務委員) 就任 (現任)
伊藤由利子	令和 6年7月 J A あいち海部理事 (金融共済委員) 就任 (現任)
太田 愛子	令和 6年7月 J A あいち海部理事 (金融共済委員) 就任 (現任)
毛利 元保	令和 2年6月 J A 海部東理事就任 令和 6年7月 J A あいち海部理事 (経済委員) 就任 (現任)
高木 淑好	令和 6年7月 J A あいち海部理事 (経済委員) 就任 (現任)
立松 久男	平成26年6月 J A あいち海部理事就任 平成29年6月 J A あいち海部監事就任 令和 2年6月 J A あいち海部理事就任 令和 6年7月 J A あいち海部代表監事就任 (現任)

第8号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

次の権限をこの組合に委任することについて承認を求めます。

- ① 令和7年産及び令和8年産米麦並びに大豆等農産物の受検に関する一切の権限
- ② 令和7年産及び令和8年産米麦並びに大豆等農産物の売渡し等に関して、政府並びに米穀安定供給確保支援機構等からの売渡代金、補助金等の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限
- ③ 市町村からの補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限

附帯決議 (案) この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任願います。

報告事項2 J Aバンク基本方針の一部変更について

別紙のとおり報告します。(59ページから69ページをご覧ください。)

令和7年度の事業報告（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 事業の全般的概況

わが国経済は、景気の緩やかな持ち直しが見られたものの、物価上昇の継続や為替変動、国際情勢の不安定化などにより、先行き不透明な状況で推移しました。

農業を取り巻く情勢においても、担い手の減少や高齢化が進むなか、生産資材価格やエネルギーコストの高止まりが続き、農業経営を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなりました。

こうした状況のなか、JAあいち海部は、組合員・利用者の負託に応えるとともに、地域農業の振興と地域社会への貢献を果たすため、各事業の着実な実践に努め、役職員が一体となって事業運営に取り組んでまいりました。

その結果、組合員皆様のご理解とご協力により、購買品供給総取扱高46億円、販売品販売総取扱高100億円、貯金残高5,295億円、貸出金残高904億円、長期共済新契約高521億円となりました。

① 当該事業年度末日における主要な事業活動の内容と成果

指導事業

中核的担い手との信頼関係の再構築に向け、出向く活動と総合性発揮によって、高度化する農家・法人の経営課題解決に取り組みました。（選定農家訪問件数：1,726件）また、農業無料職業紹介事業及び超短期バイトアプリの活用支援、外国人材の雇用支援により安定的な労働力確保に取り組みました。（農業無料職業紹介事業雇用成立：31件）

営農利用事業

物流問題に対応するため、米の集荷・出荷形態を紙袋からフレコンに一部移行し、物流の輸送力の確保とコスト抑制による生産者所得向上に取り組みました。（出荷量全体の67.7%）また、効率的かつ安定的な運営に向け、農業の生産性向上に努め、取扱量の維持・拡大に取り組みました。

農産事業

農地の保全に向け、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約に取り組みました。（農地相談：674件、新規契約：109.3ha）また、広域化に伴い海部・津島の水田農業の在り方について中核的担い手等との意見・情報交換会を実施しました。（部会組織会議：70回）

園芸事業

安全・安心な農産物を安定的に供給するため、生産履歴記帳および国際水準GAPの確実な実践と残留農薬検査の出荷前実施に取り組みました。また、生産履歴Web入力システムの利用推進に努め記帳点検の効率化を図りました。（GAP：100%実施、Web入力システム利用率：生産組織人数の54%）

購買事業

農畜産物の安定生産を実現するため、肥料の超大口仕入や農薬の相見積、予約取りまとめ、園芸フェアを実施し、コスト低減に向けた資材提供に取り組みました。また、土壌診断結果に基づく化学肥料使用量を低減するため、堆肥等有機資材施用を推奨し、環境負荷低減に取り組みました。（土壌診断：597点）

店舗事業

データを活用し産直品を情報分析、ニーズを捉え、産直店舗出荷者へ生産誘導を提案、実践するとともに、県内共選品を基軸とした仕入強化で品揃えの充実に取り組みました。（生産誘導出荷者：43名）

介護福祉事業

介護が必要な状態になっても自宅で快適な生活が送れるよう、利用者の生活ニーズに合わせた専門性の高い訪問介護サービスの提供に取り組みました。(提供時間数：月753時間)

燃料事業

LPガスを安全・安心にご使用いただくため、無線NCU（保安監視装置）の普及拡大とガス設備の法定点検及び未改善ガス機器の解消に取り組みました。また、重油タンクの施設安全使用のため施設点検を実施しました。

やすらぎ事業

ご遺族の想いを最優先に考えご意思・ご要望を大切にしつつ、寄り添った葬儀プランを柔軟に提案し安心を頂ける葬儀施行に取り組みました。また、葬儀前後に発生する介護や相続など組合員のくらしのお困りごとに対して、JAの総合力を活かしたサービスの提供に努めました。

宅地等供給事業

組合員個々の状況に応じたコンサルティング業務の体制を整え、次世代への資産継承を支援するため、「弁護士・税理士による無料相談会」を毎月開催するとともに、組合員所有の不動産等の有効活用の提案に取り組みました。

信用事業

地域農業金融機関として組合員の皆様の持続可能な魅力ある農業経営の支援と経営の安定化を目指し、地域の皆様のくらしに寄り添った金融サービスの提供に努めました。また、窓口・渉外担当者等による組合員・利用者の皆様に対して、「よりそい活動」の実践によって、ライフプランに合わせた資産形成・資産運用の取組強化と商品や質の高いサービスを提供し、顧客満足度向上に努めました。

共済事業

組合員・利用者への寄り添う活動を通じた接点確保と、組合員・利用者本位に即した丁寧なあんしんチェックの実践に努めました。(あんしんチェック活動件数：17,370件)

経営管理業務

総合JAとして地域に必要とされるJAであり続けるために、JAを拠りどころに組織基盤の強化に取り組みました。また、組合員ニーズ、外部環境の変化を踏まえた経営戦略の策定・実践のため、ガバナンスの高度化、議論活性化に向けた土台構築とともに理事会機能発揮に取り組みました。

監査

リスクアプローチによるリスク分析を行い、効果的、効率的に内部監査を実施しました。

② 事業の経過報告

年月日	処理事項	
R7.4.1	新入職員入組式	
4.2	援農ボランティア(全12回)	
4.16	会計監査人期末監査Ⅱ(5月7日～12日)	
4.17	新人職員農家実習(~18日)	
4.23	監事監査(5月1日)	
4.30	定例理事会・監事会(毎月下旬開催)	
5.8	女性部総代会	
5.12	中央会期末監査(~13日)	
5.18	女性部 バケツで稲実らせ隊開催(全3回)	
5.26	青年部 花育活動	
		青年部 花育活動
6.10	地区別説明会(~11日)	
6.14	北部地区支店まつり	
6.24	第18回通常総代会	
		地区別説明会
7.8	第8期組合員大学「みらいキャンパス」開催(全4講)	
7.23	産直店舗出荷者大会	
8.10	新米初出荷式	
8.13	インターンシップ開催	
8.22	准組合員モニター会議(全4回)	
8.26	学校給食新米寄贈	
9.2	中央会期中監査(~4日、8日)	
9.8	伊勢湾台風記録展示会(~10月10日)	
9.27	東部地区支店まつり	
9.30	監事監査(10月1日、24日～28日、30日、11月4日)	
10.27	会計監査人期中監査Ⅰ(~31日)	
10.28	第12回女性部健康会議(健康ウォーキング)	
		東部支店まつり
11.8	南部地区支店まつり	
11.19	ゴルフ友の会ゴルフ大会	
11.21	愛知県常例検査(25日、12月1日～2日)	
11.22	婚活バスツアー開催	
11.22	体験型ドライブラリー開催(~23日、29日～30日)	
12.17	会計監査人期中監査Ⅱ(~18日、R8.2月4日～6日)	
R8.1.22	いちご品評会	
2.3	女性部意見交換会	
2.18	海部地域新規就農支援協議会設立	
3.4	会計監査人期中監査Ⅲ(~6日)	
3.19	青年部意見交換会	
3.25	監事監査(~27日、31日)	
		女性部 健康ウォーキング

③ 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (当期)
財 務	事 業 利 益	1,085,295	979,392	1,025,400	1,306,992
	経 常 利 益	1,379,958	1,304,711	1,355,976	1,674,518
	当 期 剰 余 金	1,060,272	1,011,057	1,019,858	1,080,174
	総 資 産	396,895,757	390,101,836	590,078,085	579,382,270
	純 資 産	26,362,636	26,952,121	40,820,400	39,972,687
	単体自己資本比率	19.04%	19.69%	20.26%	21.29%
信用事業	貯 金	365,306,236	358,365,549	538,004,277	529,564,446
	預 金	297,778,815	289,097,190	417,292,368	402,135,158
	貸 出 金	47,203,251	48,367,506	85,433,665	90,419,800
	有 価 証 券	26,880,080	27,312,498	47,234,823	46,487,786
	国 債	4,642,030	5,232,010	15,660,210	15,802,040
	そ の 他	22,238,050	22,080,488	31,574,613	30,685,746
共 済 事 業	長期共済保有高	684,786,329	662,222,658	927,289,778	897,409,716
	短期共済新契約掛金	917,363	900,549	1,217,804	1,266,897
購 買 事 業	購買品供給総取扱高	3,983,801	4,176,605	4,440,038	4,668,316
販 売 事 業	販売品販売総取扱高	6,849,373	6,925,889	8,230,807	10,014,893

(注) 令和6年7月1日に合併したことにより、令和6年度の財務指標等は令和5年度以前と比較して大幅に変動しております。

④ 組合が対処すべき重要な課題

- ・ 合併効果を発揮し、「食と農」を基軸とした、地域特性を最大限に活かした事業展開を行うこと。
- ・ 総合事業の効率的な運営により健全で持続性のある経営を確保すること。
- ・ J Aの理念・事業戦略を踏まえた人材育成を行うこと。

なお、本事業年度における農業所得の向上に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

- ⑤ その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項
 ・業務の適正を確保するための体制

当組合では、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定及び見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

<運用状況について>

- ・基本理念及びコンプライアンス規程、倫理綱領、行動規範等を定め、役職員の法令等遵守の周知に努めている。コンプライアンスにかかる具体的な実施計画として「全般統制整備」を毎年度策定し、その進捗状況を各部署が管理、定期的にコンプライアンス委員会にて協議・検討のうえ理事会へ報告している。また、重要な事実を発見した場合の監事・理事会への報告・協議体制を整備している。
- ・マネー・ローンダリング管理システムの導入により随時利用者の動向を注視し、金融犯罪防止の管理態勢を構築している。また、年2回理事会にてマネー・ローンダリングの状況報告することで理事の積極的な関与も図っている。
- ・組織内の「JA内部通報窓口」と組織外の「愛知県下JAホットライン」2つの相談窓口の設置・運営により、不法行為の早期発見及び改善に努めている。
- ・取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制整備について、内部者取引管理規則を策定し、役職員への周知徹底により対応している。
- ・各事業部門から独立した内部監査部署にて、法令等遵守体制も含めた内部統制の適切性・有効性の検証・評価を実施している。監査の結果については、理事会に報告するとともに、不備事項については速やかに必要な対策を講じている。また、定期的な三者（監事、内部監査人、会計監査人）の打合せに加え、中央会業務監査との情報連携を図っている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

<運用状況について>

- ・文書管理規程に基づき、職務執行にかかる文書情報を適切に保存・管理している。
- ・情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を保存・管理し、重要性に応じてリスクの対応を図るとともに、サイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応ができるよう態勢を整備している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況について>

・組合をとりまく各リスクを把握、分析、評価し、重要なリスクを理事会で選定したうえで各リスクの指標を定め、そのモニタリングを行い四半期ごとに理事会に報告・協議している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況について>

・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行している。また、事業計画（部門別計画含む）を策定し、月次で進捗管理している。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

<運用状況について>

・当組合では、監事監査を実効的なものとするため、理事会等の重要な会議を通じて、監事に対し情報提供を行うとともに、監事と代表理事との定期的な意見交換の場を設けている。また、内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めている。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

<運用状況について>

・経理規程や決算基準等を整備し、それらに基づき適切な会計処理を行っている。また、適切な財務諸表を作成する体制を構築するために、決算担当部署である経理電算課に適切な人員を配置するとともに、外部研修への受講等により人材育成に取り組んでいる。

・財務諸表作成にかかる正確性を検証するために、チェックリスト方式による確認を行うとともに、内部監査部署が決算業務にかかる内部管理体制の適正性・有効性を検証している。これらの過程を経て、適切な財務情報とその適正性、内部監査の有効性について、毎年度、ディスクロージャー誌にて開示等を行っている。

7. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

<運用状況について>

・県中央会の業務監査による経営上の重大なリスクに対する統制状況の検証、拠点往査等により、内部統制システムの運用状況について外部目線による評価を受けている。また、県中央会の業務監査の指摘事項について、改善に取り組むとともに、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。

・経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供及び経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決を図っている。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況及び重要な事項の決議状況

通常総代会（令和7年6月24日 午前9時30分開催）

総代会日現在総代数		497名
出席総代数	実際に出席した総代	214名
	代理人	一名
	書面	230名
	計	444名

重要な議事及び決議事項

報告事項1 令和6年度の貸借対照表、損益計算書、注記表の内容及び附属明細書並びに会計監査人の監査報告及び監事の監査報告について

決議事項

第1号議案 令和6年度の事業報告及び剰余金処分案について

第2号議案 令和7年度事業計画の設定について

第3号議案 役員の新補欠選任について

第4号議案 令和7年度における理事及び監事の報酬額について

第5号議案 退任役員に対する役員退職慰労金の支給について

第6号議案 農産物の受検及び代金等の受領手続きの委任について

附帯決議(案) この総代会において決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任願います。

報告事項2 J Aバンク基本方針の一部変更について

上記の議案については、原案のとおり承認可決されました。

(2) 組合員の状況

① 組合員の数及びその増減

(単位：組合員数)

資格区分	前期末	当期加入	当期脱退					当期末	増減	
			持分全部の譲渡	資格喪失	死亡又は解散	除名	合計			
正組合員	個人	11,013	261	15	2	293	-	310	10,964	△ 49
	法人 その他の法人	36	8	-	-	-	-	-	44	8
准組合員	個人	21,956	524	120	96	347	-	563	21,917	△ 39
	農事組合法人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の団体	47	1	-	-	-	-	-	48	1
合計		33,052	794	135	98	640	-	873	32,973	△ 79
摘要		1. 当期末正組合員戸数		10,418戸						
		2. 当期末准組合員戸数		19,447戸						

② 出資口数とその増減、その他の出資の状況

(単位：口)

資格区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末		
正組合員	個人	9,470,242	197,949	245,111	9,423,080	
	法人 その他の法人	40,700	800	-	41,500	
	計	9,510,942	198,749	245,111	9,464,580	
准組合員	個人	3,221,546	98,119	121,201	3,198,464	
	農事組合法人	-	-	-	-	
	その他の団体	59,430	100	-	59,530	
	計	3,280,976	98,219	121,201	3,257,994	
処分未済持分	119,658	37,434	92,466	64,626		
合計	12,911,576	334,402	458,778	12,787,200		
摘要		1. 出資1口金額		100円		
		2. 当期末払込済出資総額		1,278,720,000円		
		3. 1正組合員当たり出資金額		85,979円		
		4. 1組合員の持口最高限度		30,000口		

(3) 役員 の 状 況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤 の別	代表権の 有無	担当その他	農協法第30条第12項 に基づく要件
代表理事組合長	平野 和実	常勤	有		実践的能力者
代表理事専務	平野 雅仁	常勤	有	コンプライアンス・リスク担当	実践的能力者
常務理事	城 一司	常勤	無	管理担当	実践的能力者
常務理事	伊藤 一幸	常勤	無	営農担当	実践的能力者
常務理事	早川 精彦	常勤	無	くらし・相談担当	実践的能力者
常務理事	黒宮 薫	常勤	無	金融共済担当	実践的能力者
理事	中野 俊郎	非常勤	無	総務委員会委員長	認定農業者
理事	伊藤 秀康	非常勤	無	総務委員会副委員長	実践的能力者
理事	加藤 保	非常勤	無	総務委員	認定農業者
理事	佐藤 弘子	非常勤	無	総務委員	実践的能力者
理事	田中 幸正	非常勤	無	総務委員	実践的能力者
理事	堀田 守	非常勤	無	総務委員	実践的能力者
理事	馬淵 秀子	非常勤	無	総務委員	実践的能力者
理事	鈴木 良法	非常勤	無	金融共済委員会委員長	認定農業者
理事	山田 宗一	非常勤	無	金融共済委員会副委員長	認定農業者
理事	伊藤由利子	非常勤	無	金融共済委員	実践的能力者
理事	太田 愛子	非常勤	無	金融共済委員	
理事	鬼頭 弘子	非常勤	無	金融共済委員	実践的能力者
理事	安井 誠	非常勤	無	金融共済委員	実践的能力者
理事	伊藤めぐみ	非常勤	無	金融共済委員	認定農業者
理事	伊藤 廣	非常勤	無	経済委員会委員長	認定農業者
理事	毛利 元保	非常勤	無	経済委員会副委員長	実践的能力者
理事	伊藤 孝彦	非常勤	無	経済委員	実践的能力者
理事	児玉 学	非常勤	無	経済委員	認定農業者
理事	杉浦 昌子	非常勤	無	経済委員	認定農業者
理事	高木 淑好	非常勤	無	経済委員	実践的能力者
理事	成田 照幸	非常勤	無	経済委員	実践的能力者
代表監事	立松 久男	非常勤			
常勤監事	伊藤 裕之	常勤			
監事	加藤 康利	非常勤			
監事	飛田 勝	非常勤			
監事	井木 達也	非常勤		員外監事	

※ 常務理事 黒宮 薫氏は、農協法第30条第3項の信用事業を担当する専任の理事です。

(注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者8名、農業協同組合法（以下、「農協法」という。）第30条第12項第2号で定める実践的能力者18名の計26名により、農協法第30条第12項の要件を満たしております。

2. 理事のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（実践的能力者）は次のとおりです。当該理事については、経験や実績等から、当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。

- ① 生産部会の代表者または生産部会の代表であった者
- ② 市場または直販において農畜産物を販売している者
- ③ 経営所得安定対策交付金の対象となる要件を満たさない集落営農組織の役員
- ④ 農業経営士・青年農業士・農村生活アドバイザー（経験者含む）
- ⑤ 市場関係者であった者
- ⑥ 農畜産物を扱う法人経営者
- ⑦ 当組合の青年部員または青年部員であった者
- ⑧ 女性部、たすけあい組織の役員（支部役員含む）または役員であった者
- ⑨ 国または県の職員で、農業振興に関連する業務を経験した者
- ⑩ 市町村の職員で、農業振興に関連する業務を経験した者
- ⑪ 農業委員会の経験者
- ⑫ 当組合が定款に定め実施している事業に従事していた者
- ⑬ 総合農協（連合会含む）に従事した者
- ⑭ 当組合の役員経験者
- ⑮ 株式会社の代表取締役であった者
- ⑯ 株式会社の管理職であった者
- ⑰ 法人経営に関わる専門的な国家資格を有しており、一定の業務経験を有する者（弁護士・司法書士・公認会計士・税理士・行政書士・社会保険労務士等）

3. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものであります。

(4) 職員の状況

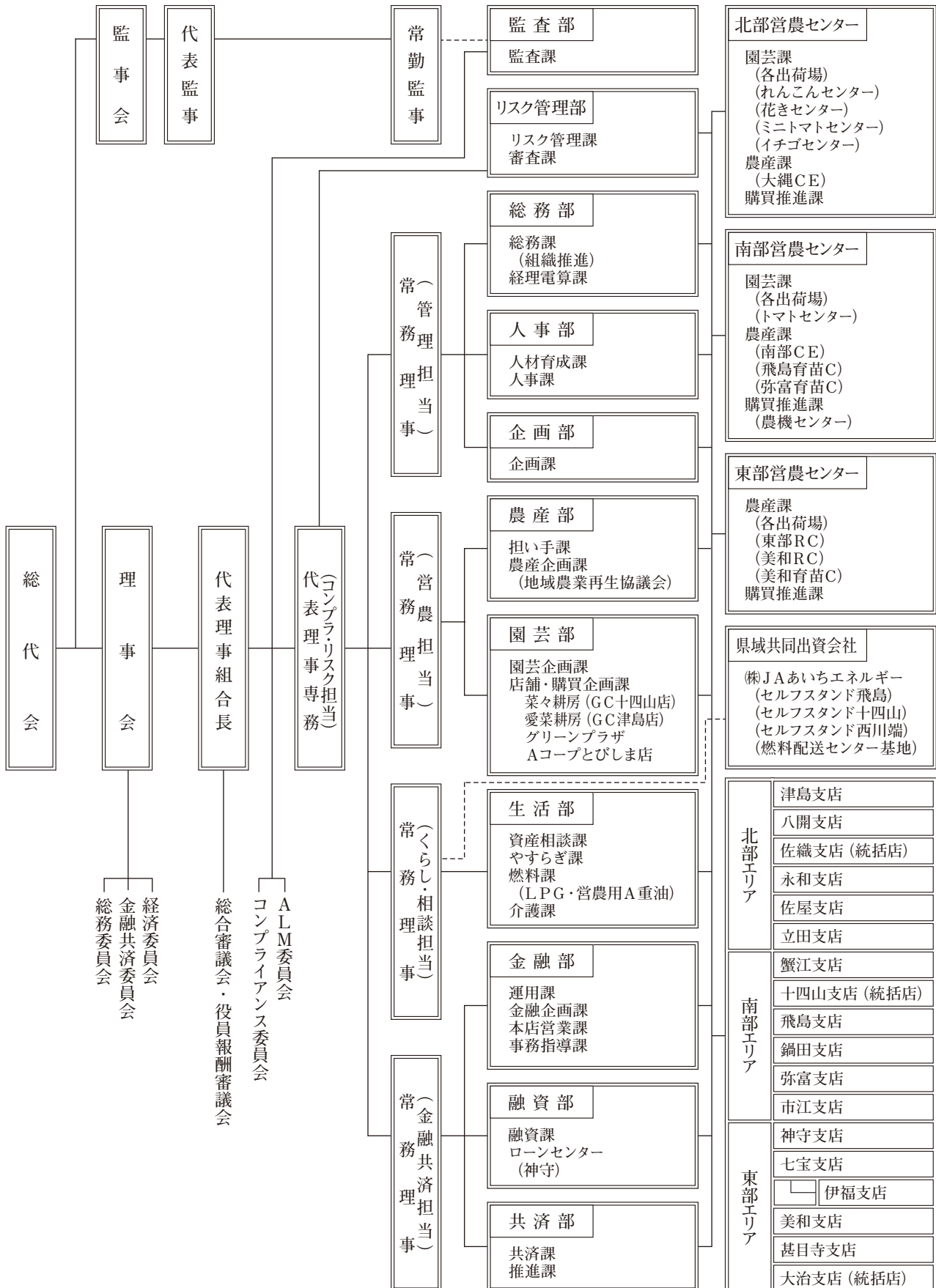
① 職員数の増減、その他職員の状況

(単位：人)

区 分		前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
職員数	一 般 職 員	390	28	25	393
	営 農 指 導 員	39	-	3	36
合 計		429	28	28	429
うち 常 勤 嘱 託		41	21	11	51
うち 出 向 者		5	-	1	4

(注) 職員数は出向者、退職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。

令和8年4月1日現在



※市江支店、伊福支店は金融業務取扱限定店舗になります。

② 組 合 員 組 織

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
生 産 組 合	10,418人	春 菊 部 会	6人
営 農 組 合	461人	ほ う れ ん 草 部 会	46人
農 作 業 受 託 部 会	67人	小 松 菜 部 会	33人
イ チ ゴ 組 合	62人	モ ロ ヘ イ ヤ 部 会	29人
ト マ ト 部 会	49人	グ リ ー ン リ ー フ 部 会	6人
れ ん こ ん 組 合	155人	蔬 菜 組 合	57人
切 花 ・ 鉢 物 部 会	68人	シ ソ 部 会	8人
エ コ 部 会	14人	カ リ フ ラ ワ ー 部 会	6人
ナ ス 組 合	11人	ピ ー マ ン 組 合	3人
フ キ 組 合	2人	朝 市 部 会	51人
レ タ ス 部 会	5人	イ オ ン ・ ザ ・ ビ ッ ク 産 直 部 会	10人
さ さ げ 組 合	10人	産 直 会 員	430人
ツ ミ ナ 組 合	10人	畜 産 関 係	6人
ナ バ ナ 組 合	8人	農 業 簿 記 研 究 会	434人
大 根 組 合	56人	農 業 経 営 研 究 会	53人
人 参 組 合	28人	資 産 管 理 部 会	98人
キ ャ ベ ツ 部 会	3人	青 年 部	31人
ミ ニ 野 菜 組 合	2人	女 性 部	718人
水 耕 葉 菜 部 会	17人	わ か ば 会	12人
ス イ ー ト コ ー ン 部 会	3人	た す け あ い の 会	49人
ネ ギ 部 会	44人	な の 花 の 会	62人
分 葱 部 会	13人	年 金 友 の 会	19,052人

当組合の組合員組織を記載しています。

(6) 施設の設置状況

① 組合の施設の状況

種別	名 称	面 積 等	所 在 地	摘 要
本・支店				
	本 店	3,191㎡	津島市大縄町9-63	
	津 島 支 店	485㎡	津島市藤浪町1-52	
	永 和 支 店	633㎡	愛西市大井町七川北72-1	
	佐 屋 支 店	829㎡	愛西市柚木町東田面822	
	立 田 支 店	736㎡	愛西市石田町宮前2-1	
	八 開 支 店	671㎡	愛西市江西町川原8	
	佐 織 支 店	879㎡	愛西市諏訪町郷西495-1	
	蟹 江 支 店	1,195㎡	蟹江町宝1-260	
	十 四 山 支 店	561㎡	弥富市鍋平3-51	南部営農センター敷地内
	飛 島 支 店	1,526㎡	飛島村大字松之郷1-52-1	
	鍋 田 支 店	1,244㎡	弥富市寛延2-96	
	弥 富 支 店	1,339㎡	弥富市鯛浦町上六50	
	市 江 支 店	578㎡	愛西市本部田町宮ノ切252-1	
	神 守 支 店	2,541㎡	津島市神守町字中町15	
	七 宝 支 店	584㎡	あま市七宝町桂河原22	
	伊 福 支 店	241㎡	あま市七宝町伊福参之割32-1	
	美 和 支 店	665㎡	あま市花正長島8-1	
	甚 目 寺 支 店	708㎡	あま市西今宿八反田68	
	大 治 支 店	751㎡	大治町大字馬島字大道西240-1	
営農センター等農業関連施設				
	総 合 支 援 セ ン タ ー	1,664㎡	弥富市鍋平3-45-1	
	南 部 営 農 セ ン タ ー	2,702㎡	弥富市鍋平3-51	
	南部カントリーエレベーター	2,000 t	弥富市寛延2-56	国・県補助金
	ト マ ト セ ン タ ー	2,730㎡	弥富市寛延2-47	国庫補助金
	十 四 山 資 材 倉 庫	1,268㎡	弥富市東蜷1-6	補助金
	十 四 山 育 苗 圃 場	536㎡	弥富市子宝3-93	
	飛 島 育 苗 セ ン タ ー	2,120㎡	飛島村大字渚4-29	国庫補助金
	弥 富 育 苗 セ ン タ ー	649㎡	弥富市荷之上町権七走733	補助金
	北 部 営 農 セ ン タ ー	1,020㎡	津島市大縄町9-63	国・県補助金
	大縄カントリーエレベーター	4,550 t	津島市大縄町9-84	国・県・市町村
	北部営農センター園芸課	211㎡	愛西市早尾町晩稲場36-1	
	れんこんセンター	3,422㎡	愛西市早尾町晩稲場36-1	国・市町村
	花 き セ ン タ ー	667㎡	愛西市早尾町晩稲場36-1	国庫補助金
	ミニトマトセンター	367㎡	愛西市早尾町晩稲場36-1	国庫補助金
	イチゴセンター	2,295㎡	愛西市早尾町晩稲場36-1	国庫補助金
	立 田 肥 料 倉 庫	720㎡	愛西市小茂井町南屋敷1-2	
	北部営農センター粃穀倉庫	1,818㎡	愛西市山路町大割36-1,32 ~ 36-2	国・県補助金
	イチゴ苗増殖施設	940㎡	愛西市早尾町晩稲場41,42-1	県補助金
	東 部 営 農 セ ン タ ー	1,131㎡	津島市菟原町字郷東47	補助金
	東部営農センター資材倉庫	830㎡	津島市菟原町字郷東45	
	東部ライスセンター	1,010㎡	津島市菟原町字郷東40	補助金
	東部ライスセンター粃穀倉庫	273㎡	津島市菟原町字郷東51	補助金
	東部ライスセンター粃穀堆肥化施設	648㎡	津島市菟原町字郷東52,53	補助金
	美和ライスセンター	1,097㎡	あま市二ツ寺五反地29	補助金
	美和育苗センター	1,327㎡	あま市二ツ寺五反地35	補助金
	美和ライスセンター資材倉庫	117㎡	あま市二ツ寺五反地23	補助金
	旧 飛 島 営 農 セ ン タ ー	906㎡	飛島村大字松之郷1-71-3	
	立 田 集 荷 場	314㎡	愛西市石田町宮東74,75-1	
	立 田 集 荷 場	99㎡	愛西市小茂井町松下4-2	
	八 開 集 荷 場	299㎡	愛西市江西町川原8	
	八 開 集 荷 場	388㎡	愛西市江西町川原8	

第 1 号 議 案

種別	名 称	面 積 等	所 在 地	摘 要
営農センター等農業関連施設				
	佐 織 集 荷 場	207㎡	愛西市町方町八田野30	
	十 四 山 集 荷 場	513㎡	弥富市鍋平3-51	
	飛 島 集 荷 場	299㎡	飛島村大字渚4-26	
	鍋 田 出 荷 場	844㎡	弥富市寛延2-56	
	鍋 田 出 荷 場	185㎡	弥富市寛延2-56	
	鍋 田 出 荷 場	348㎡	弥富市鍋田町稲山190	
	市 江 集 荷 場	871㎡	愛西市本部田町宮ノ切257	
	美 和 出 荷 場	272㎡	あま市二ツ寺五反地23	補助金
	大 治 出 荷 場	37㎡	大治町大字ハツ屋字堤添99-1	
	大 繩 低 温 倉 庫	776㎡	愛西市雀ヶ森町開田3-1	
	立 田 低 温 倉 庫	450㎡	愛西市小茂井町中屋敷2-1	
	蟹 江 低 温 倉 庫	379㎡	蟹江町南一丁目57番地	
	十 四 山 低 温 倉 庫	182㎡	弥富市東蜷1-6	
	十 四 山 低 温 倉 庫	372㎡	弥富市東蜷1-6	
	飛 島 低 温 倉 庫	482㎡	飛島村大字渚1-33	
	飛 島 低 温 倉 庫	420㎡	飛島村大字渚4-29	
	鍋 田 低 温 倉 庫	1,260㎡	弥富市寛延2-56	県補助金
	東部ライスセンター低温倉庫	934㎡	津島市菟原町字郷東40	
	美和ライスセンター低温倉庫	393㎡	あま市二ツ寺五反地24	補助金
	北部営農センター資材保管庫	736㎡	津島市大縄町9-63	
	荷 受・玄 米 検 査 室	445㎡	愛西市雀ヶ森町開田3-1	
	飛 島 農 業 倉 庫	348㎡	飛島村大字渚1-33	
ガソリンスタンド				
	セルフスタンド 飛 島	690㎡	飛島村大字松之郷1-51	
	セルフスタンド 十 四 山	126㎡	弥富市鍋平3-55-6	
	セルフスタンド 西 川 端	119㎡	愛西市西川端町小城158	
	鍋 田 一 般 取 扱 所	688㎡	弥富市間崎1-47	
	海 部 西 部 基 地	744㎡	愛西市森川町一番割75-1	
グリーンセンター				
	グリーンセンター津島店 (愛 菜 耕 房)	722㎡	津島市大縄町9-71-1	
	グリーンセンター十四山店 (菜 々 耕 房)	495㎡	弥富市鍋平3-55-5	
グリーンプラザ				
	グ リ ー ン プ ラ ザ	250㎡	津島市菟原町字郷東48-1	補助金
Aコープ				
	A コ ー プ と び し ま 店	644㎡	飛島村大字松之郷1-51	
関連施設				
	ロ ー ン セ ン タ ー 弥 富		弥富市鯛浦町上六50	弥富支店内
	ロ ー ン セ ン タ ー 神 守		津島市神守町字中町15	神守支店内
	旧 十 四 山 支 店	1,740㎡	弥富市子宝4-47	
店舗外機械装置(ATM)				
	ヨ シ ツ ヤ 津 島 本 店		津島市大字津島字北新開351	
	立 田 南 店	21.3㎡	愛西市山路町小割8	
	海 南 病 院 店		弥富市前ヶ須町南本田396	
	西 川 端 店	386㎡	愛西市西川端町上兼48	
合 計			88箇所	

② 共済事業の委託施設の状況

ア. 代理業者数の推移

項目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	68	3	2	69

イ. 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	平野自動車(株)	弥富市五之三町川平4-18	自動車販売業・修理業
共済代理店	ケーズコネクト	愛西市大井町石池307-2	自動車販売業・修理業
共済代理店	(有)みやびエネルギー	あま市篠田向島49	自動車販売業・修理業

~ MEMO ~

貸借対照表

令和7年度 [令和8年3月31日現在]

(あいち海部農業協同組合)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 信用事業資産	543,744,402	1. 信用事業負債	534,397,451
(1)現金	1,782,061	(1)貯金	529,564,446
(2)預金	402,135,158	(2)借入金	2,730,428
系統預金	402,134,277	(3)その他の信用事業負債	2,102,576
系統外預金	881	未払費用	539,219
(3)有価証券	46,487,786	その他の負債	1,563,356
国債	15,802,040	2. 共済事業負債	1,381,522
地方債	4,713,996	(1)共済資金	526,854
政府保証債	955,350	(2)未経過共済付加収入	826,129
社債	25,016,400	(3)共済未払費用	10,913
(4)貸出金	90,419,800	(4)その他の共済事業負債	17,624
(5)その他の信用事業資産	3,037,111	3. 経済事業負債	1,436,474
未収収益	2,942,854	(1)経済事業未払金	554,019
その他の資産	94,257	(2)経済受託債務	855,094
(6)貸倒引当金	△ 117,515	(3)その他の経済事業負債	27,360
2. 共済事業資産	39,534	4. 雑負債	708,440
(1)その他の共済事業資産	39,534	(1)未払法人税等	321,092
3. 経済事業資産	2,045,302	(2)資産除去債務	45,155
(1)経済事業未収金	1,038,514	(3)その他の負債	342,192
(2)経済受託債権	727,532	5. 諸引当金	1,461,393
(3)棚卸資産	314,989	(1)賞与引当金	216,259
購買品	283,375	(2)退職給付引当金	878,450
その他の棚卸資産	31,614	(3)役員退職慰労引当金	73,704
(4)その他の経済事業資産	342	(4)ポイント引当金	76,856
(5)貸倒引当金	△ 36,076	(5)特例業務負担金引当金	216,122
4. 雑資産	588,494	負債の部合計	539,385,282
5. 固定資産	7,487,382	(純資産の部)	
(1)有形固定資産	7,459,213	1. 組合員資本	46,919,247
建物	10,767,607	(1)出資金	1,278,720
機械装置	2,346,191	(2)利益剰余金	45,646,989
土地	3,563,692	利益準備金	5,259,673
リース資産	131,415	その他利益剰余金	40,387,316
その他の有形固定資産	2,442,510	特別積立金	23,687,410
減価償却累計額	△ 11,792,203	施設整備等積立金	7,993,300
(2)無形固定資産	28,169	地域農業振興積立金	1,720,000
6. 外部出資	24,917,485	リスク対策積立金	4,275,200
(1)外部出資	24,917,485	税効果調整積立金	559,328
系統出資	24,875,795	当期末処分剰余金	2,152,077
系統外出資	41,690	(うち当期剰余金)	(1,080,174)
7. 繰延税金資産	559,328	(3)処分未済持分	△ 6,462
		2. 評価・換算差額等	△ 6,922,598
		(1)その他有価証券評価差額金	△ 6,922,598
		純資産の部合計	39,996,648
資産の部合計	579,381,931	負債及び純資産の部合計	579,381,931

損益計算書

令和7年度 [令和7年4月1日から令和8年3月31日まで]

(あいち海部農業協同組合)

(単位：千円)

科 目	金 額
1. 事業総利益	6,102,764
事業収益	14,573,032
事業費用	8,470,267
(1)信用事業収益	4,734,425
資金運用収益	4,479,705
(うち預金利息)	(3,160,507)
(うち有価証券利息)	(317,538)
(うち貸出金利息)	(913,126)
(うちその他受入利息)	(88,532)
役務取引等収益	129,241
その他経常収益	125,479
(2)信用事業費用	1,600,842
資金調達費用	958,904
(うち貯金利息)	(947,274)
(うち給付補填備金繰入)	(1,516)
(うち借入金利息)	(667)
(うちその他支払利息)	(9,445)
役務取引等費用	213,496
その他事業直接費用	406,680
その他経常費用	21,762
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 40,141)
信用事業総利益	3,133,582
(3)共済事業収益	1,539,610
共済付加収入	1,406,302
その他の収益	133,308
(4)共済事業費用	53,613
共済推進費用	47,496
共済保全費	5,198
その他の費用	917
共済事業総利益	1,485,997
(5)購買事業収益	3,322,062
購買品供給高	3,041,708
購買手数料	189,001
その他の収益	91,352
(6)購買事業費用	2,720,956
購買品供給原価	2,602,065
購買品供給費	76,691
その他の費用	42,199
(うち貸倒引当金繰入額)	(6,524)
(うち貸倒損失)	(23)
購買事業総利益	601,106
(7)販売事業収益	4,220,800
販売品販売高	3,938,443
販売手数料	188,281
その他の収益	94,074
(8)販売事業費用	3,929,366
販売品販売原価	3,861,316
その他の費用	68,049
(うち貸倒引当金繰入額)	(28)
販売事業総利益	291,433

(単位：千円)

科 目	金 額
(9)保管事業収益	42,636
(10)保管事業費用	6,655
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)
保管事業総利益	35,981
(11)利用事業収益	781,561
(12)利用事業費用	257,450
(うち貸倒引当金繰入額)	(190)
利用事業総利益	524,110
(13)宅地等供給事業収益	48,158
(14)宅地等供給事業費用	7,222
宅地等供給事業総利益	40,935
(15)指導事業収入	15,074
(16)指導事業支出	25,457
指導事業収支差額	△ 10,382
2. 事業管理費	4,795,771
(1)人件費	3,111,868
(2)業務費	622,633
(3)諸税負担金	151,490
(4)施設費	884,986
(5)その他事業管理費	24,792
事業利益	1,306,992
3. 事業外収益	393,094
(1)受取雑利息	1,066
(2)受取出資配当金	223,043
(3)貸貸料	22,774
(4)商権利用料	23,760
(5)雑収入	122,450
4. 事業外費用	25,568
(1)寄付金	887
(2)貸借費用	9,876
(3)雑損失	14,805
経常利益	1,674,518
5. 特別利益	1,732
(1)固定資産処分益	139
(2)一般補助金	1,593
6. 特別損失	171,040
(1)固定資産処分損	237
(2)固定資産圧縮損	1,593
(3)減損損	169,209
税引前当期利益	1,505,210
法人税、住民税及び事業税	385,580
法人税等調整額	39,455
法人税等合計	425,036
当期剰余金	1,080,174
当期首繰越剰余金	449,947
施設整備等積立金取崩額	6,700
リスク対策積立金取崩額	575,800
税効果調整積立金取崩額	39,455
当期未処分剰余金	2,152,077

令和7年度 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	2,152,077,283
2. 剰 余 金 処 分 額	1,652,105,380
(1) 任 意 積 立 金	1,588,800,000
施 設 整 備 等 積 立 金	864,000,000
リ ス ク 対 策 積 立 金	724,800,000
(2) 出 資 配 当 金	12,673,928
(3) 事 業 分 量 配 当 金	50,631,452
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	499,971,903

(注) 1. 出資配当は、年1%の割合です。

2. 特別配当金（事業分量配当金）の基準は次のとおりです。

1) 信用事業：定期性貯金平均残高 10,000円につき1.77円の割合

2) 共済事業：長期共済保障額（生活保障特約及び収入保障特約を除く）1,000,000円につき50.1円の割合

3. 任意積立金のうち、目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりです。

1) 施設整備等積立金については、近年の資材価格や人件費の上昇により、建築費が年々上昇しており、今後も高止まりが見込まれています。このため、将来の施設整備に必要な資金に備え積立目標額を8,000,000,000円から9,000,000,000円へ増額しています。

(単位：千円)

種 類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
地域農業活性化積立金	地域農業の活性化に貢献するために実施する営農指導事業、営農部会組織の発展のために実施する取組、新たな農業者の育成のために実施する取組、及び農業資材等の予期せぬ価格高騰に対する農業所得の激変緩和のために実施する助成等にかかる多額の支出に備え資金の積み立てを行います。これらの目的のために支出した年度において相当額を理事会の決議を経て取り崩します。	1,720,000	1,720,000
施設整備等積立金	中長期的に予定する施設取得、既存施設の修繕整備や除却・処分、大型施設投資に係る減価償却費等の発生、並びに情報システム開発、更新、利用及び機器取得等の投資に備え資金の積み立てを行います。取り崩しは投資年度より行うこととし、施設取得等の場合は自己資金相当額を5年にわたり均等、情報システム及び機械設備の取得等の場合は自己資金相当額を3年にわたり均等に取り崩し、その他は費用相当額を発生年度に取り崩します。	9,000,000	8,857,300
リスク対策積立金	経済動向の悪化に伴う債権の貸倒や有価証券の処分・減損、地震・台風等の大規模自然災害、法令改正、会計基準の変更等による多額の損失の発生に備えて相当額を積み立てます。多額の損失が発生した場合には相当額以内で理事会の決議を経て取り崩します。	5,000,000	5,000,000
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金を留保するために積み立てを行います。取り崩しは法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取り崩します。		559,328

4. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるため、定款第64条に定める教育情報繰越金として繰越額82,000,000円が含まれています。

独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和8年5月8日

あいち海部農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 浩彦
指定社員 業務執行社員	公認会計士	膳亀 聡

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、あいち海部農業協同組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、あいち海部農業協同組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書謄本

監査報告書

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等及び愛知県農業協同組合中央会と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月21日

あいち海部農業協同組合

代表監事 立松 久男 ㊟
常勤監事 伊藤 裕之 ㊟
監事 加藤 康利 ㊟

監事 飛田 勝 ㊟
監事 井木 達也 ㊟ ※

※監事井木達也は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

部 門 別 損 益 計 算 書

令和7年度 [令和7年4月1日から令和8年3月31日まで]

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	14,703,026	4,734,425	1,539,610	7,224,623	1,199,304	5,062	
事業費用②	8,600,261	1,600,842	53,613	6,143,009	790,123	12,672	
事業総利益③ (①-②)	6,102,764	3,133,582	1,485,997	1,081,614	409,180	△ 7,610	
事業管理費④	4,795,771	1,740,659	1,037,371	1,211,452	611,761	194,527	
（うち減価償却費⑤）	(367,155)	(97,432)	(53,741)	(182,958)	(24,886)	(8,136)	
（うち人件費⑤'）	(3,111,868)	(1,054,858)	(787,488)	(710,508)	(407,658)	(151,354)	
※うち共通管理費⑥		282,440	210,851	190,240	109,151	40,525	△ 833,209
（うち減価償却費⑦）		(14,783)	(11,036)	(9,957)	(5,713)	(2,121)	(43,611)
（うち人件費⑦'）		(48,729)	(36,378)	(32,822)	(18,831)	(6,991)	(143,754)
事業利益⑧ (③-④)	1,306,992	1,392,922	448,626	△ 129,837	△ 202,580	△ 202,137	
事業外収益⑨	393,094	131,630	98,266	90,789	53,009	19,397	
※うち共通分⑩		131,630	98,266	88,660	50,869	18,886	△ 388,314
事業外費用⑪	25,568	7,807	5,825	5,622	5,192	1,119	
※うち共通分⑫		7,803	5,825	5,256	3,015	1,119	△ 23,021
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,674,518	1,516,746	541,067	△ 44,670	△ 154,764	△ 183,860	
特別利益⑭	1,732	-	-	1,593	139	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	171,040	57,555	42,835	40,240	22,175	8,232	
※うち共通分⑰		57,378	42,835	38,647	22,174	8,232	△ 169,268
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,505,210	1,459,190	498,232	△ 83,318	△ 176,800	△ 192,093	
営農指導事業 分配賦額⑲		68,444	51,096	46,101	26,450	△ 192,093	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	1,505,210	1,390,745	447,135	△ 129,420	△ 203,251		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 損益計算書には各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しておりますが、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」については、各事業相互間の内部損益を除去していないため、金額は一致しません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等
人件費の構成割合に基づき配賦
- (2) 営農指導事業
人件費の構成割合に基づき配賦

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共通管理費等	33.90	25.31	22.83	13.10	4.86	100.00
営農指導事業	35.63	26.60	24.00	13.77		100.00

第 2 号 議 案 宅地等供給事業実施規程の一部変更について

(1) 変更の理由

宅地等供給事業実施規程の制定以後一定の期間が経過し、組合員の世代交代が進む中、相続や婚姻、公共事業による代替地取得等により事業実施地区外の農地を所有する組合員も増えている。

こうした変化をふまえ、事業の実施地区を拡大することで、効率的に組合員の依頼に対応することを目的に、同規程の一部変更を行う。

(2) 主な変更内容

・事業の実施地区（第 4 条）

当組合と隣接する他の組合との協議について、これまで必須とされていた事前の協議要件を緩和する条文へと変更する（第 2 項）。

また、当組合と隣接していない他の組合の地区について、一部事業を可能とする条文を追加する（第 3 項）。

・その他（第 4 条第 1 項、第 5 条、第 7 条）

表現の見直しや語句の追記・修正等軽微な変更を行う。

(3) 宅地等供給事業実施規程変更新旧対照表

(下線部は変更箇所)

新	旧
<p>(事業の実施地区) 第 4 条</p> <p>この組合の行う宅地等供給事業実施地区は、<u>当該組合の定款に定める区域とする。</u></p> <p>② この組合は、<u>前項の規定にかかわらず、</u>組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、<u>必要に応じて当該組合と協議の上で、</u>宅地等供給事業を実施することができる。</p> <p>③ この組合は、<u>第 1 項の規定にかかわらず、</u>組合員が自らの組合および隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、<u>第 2 条第 1 号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、</u>宅地等供給事業を実施することができる。</p>	<p>(事業の実施地区) 第 4 条</p> <p>この組合の行う宅地等供給事業の実施地区は、<u>定款第 3 条の区域とする。</u></p> <p>② この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、<u>前項の規定にかかわらず宅地等供給事業を実施することができる。</u><u>この場合においては、あらかじめ当該組合と協議するものとする。</u></p> <p>(追加)</p>
<p>(事業の実施) 第 5 条</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ この組合は、第 2 項第 1 号の開発計画の設定その他宅地等供給事業に関しては県及び市町村の都市計画、住宅・宅地、農業等の担当部局と連絡協調を図るものとし、県及び市町村の建設に関する基本構想、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による都市計画、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）による農業振興地域整備計画、その他の土地利用に関する計画と調和が保たれるよう留意するものとする。</p>	<p>(事業の実施) 第 5 条</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ この場合は、第 2 項第 1 号の開発計画の設定その他宅地等供給事業に関しては県及び市町村の都市計画、住宅・宅地、農業等の担当部局と連絡協調を図るものとし、県及び市町村の建設に関する基本構想、都市計画法による都市計画、農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画、その他の土地利用に関する計画と調和が保たれるよう留意するものとする。</p>

新	旧
<p>(貸付け、売渡しの相手方) 第 7 条</p> <p>この組合が宅地等供給事業を行う場合には、<u>宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）</u>第 3 条第 1 項の免許を受けている者（以下「宅地建物取引業者」という。）以外の者であって転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 前 2 項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法第 7 条第 2 項に定める市街化区域内に所在する場合については、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができるものとする。ただし、この組合が当該事業年度の前 3 カ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合はこの限りではない。</p>	<p>(貸付け、売渡しの相手方) 第 7 条</p> <p>この組合が宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許を受けている者（以下「宅地建物取引業者」という。）以外の者であって転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 前 2 項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法<u>（昭和 43 年法律第 100 号）</u>第 7 条第 2 項に定める市街化区域内に所在する場合については、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができるものとする。ただし、この組合が当該事業年度の前 3 カ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合はこの限りではない。</p>

附則 この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。

第4号議案 令和8年度事業計画の設定について

基本方針

農業やJAを取り巻く環境は、組合員の高齢化や後継者不足による農業従事者の減少、人口減少に伴う農産物・食品の国内市場の縮小、さらには農地の宅地等への転用等による耕作面積の減少など、依然として厳しい状況が続いております。加えて、国際情勢の不安定化や円相場の変動等の影響による生産資材価格の高騰・高止まりは長期化しており、農業経営に大きな負担を与え続けています。

また、近年は気候変動に伴う異常気象の頻発や流通環境の変化が重なり、農産物の安定供給に対する社会的関心は一段と高まっております。とりわけ主食であるコメをはじめとした基幹作物の供給不安は、国民生活に直結する重要課題として広く認識されることとなり、食料安全保障の重要性はこれまで以上に強く意識されるようになりました。

さらに、世界的な人口増加や地政学的リスクの高まりにより、食料需要の拡大と供給不安定化が同時に進行する中、政府及び関係機関には、持続可能で強固な食料供給体制の構築が強く求められています。

このような情勢のもと、令和8年度は本組合にとって新たな中期3カ年計画の初年度という重要な節目の年となります。JAあいち海部は、合併時に掲げた下記の4つの基本方針に基づき、組合員の皆様とともに地域農業の持続的発展と食料安全保障の強化に取り組むとともに、変化する時代に対応した事業・組織基盤の強化を図り、将来にわたり地域農業を支え、組合員および地域の負託に応え続ける、海部地区になくはない農業協同組合を目指してまいります。

(1) 活力ある「地域農業をつくる」

行政・関係団体と連携した担い手・産地づくり、総合力を活かした農家支援、共同利用施設の有効活用、有利販売の実践等により、活力ある地域農業づくりを進めます。

また、地域特性を活かした魅力ある直売所事業の展開や、食農教育活動の充実、デジタル接点の活用等により、地域農業のファン拡大に取り組みます。

(2) 組合員・地域に密着した事業展開

組合員・利用者のニーズやライフステージに応じた、総合力を活かした良質なサービスの提供と相談機能の発揮により、より身近で頼りになるパートナーを目指します。

(3) 組織基盤・経営基盤の確立・強化

組合員との対話を通じた意思反映の充実に努めるとともに、組合員組織の活性化に取り組みます。

また、経営管理・リスク管理の高度化と内部管理態勢の強化により、健全性の高い強固な経営基盤の構築を進めます。

(4) 次代を担う職員の育成

地域農業や組合員の豊かなくらしに貢献できる人材の定着・確保に向けて、JA理念や経営戦略を踏まえて主体的に行動できる職員の育成に取り組み、人的資本経営の実践を目指します。

●指導事業

I. 事業方針

「地域農業ビジョン」の実現のため、組合員ニーズの把握と農業経営及び農業生産の課題解決に向け、営農指導体制を整備するとともに、総合事業を通じた農業経営支援機能を発揮することにより、農家所得の向上と魅力ある農業を目指して事業展開します。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
<p>＜営農指導＞</p> <p>(1)地域農業ビジョンの着実な実践</p> <p>(2)次期地域農業ビジョンの実践方策の策定</p> <p>(3)みどりの食料システム戦略の実践</p> <p>(4)中核的担い手との信頼関係の再構築</p> <p>(5)生産力・産地力の強化による生産基盤の維持</p> <p>(6)食農教育を通じた地域農業への理解促進</p>	<p>①定期的な進捗管理と取組評価の実施によって、主要品目の販売高の向上、コスト低減化による農家所得向上を目指し支援・改善を続けます。 【生産部会：7団体】</p> <p>②地域農業の現状分析と地域の特性及び課題を把握することにより、地域農業の未来像を明確にし、地域農業ビジョンを設定します。 【アンケート調査1回、関係者協議1回以上】</p> <p>③化学肥料・化学農薬・温室効果ガスの使用低減を進め、環境に配慮した生産体系への転換を図ることで、持続可能な農業の実現を目指します。</p> <p>④出向く活動と総合性発揮によって、高度化する農家・法人の経営課題を解決します。 【選定農家訪問回数：1名あたり月1回以上】 【農業経営診断・農業経営支援：1件】</p> <p>⑤農業ICTツールの活用及びスマート農業技術の導入支援を強化し、省力化と生産性向上を図るとともに、補助事業の活用や農業融資を通じて農家の負担軽減に向けた支援を継続します。 【補助事業活用提案件数：25件以上】</p> <p>⑥地球温暖化に伴う品質低下や収量減少を防ぐため、関係機関と連携し高温対策することで、猛暑でも安定した農業生産の維持を目指します。 【高温対策資材の導入、実証試験の取り組み：米・トマト・いちご】</p> <p>⑦農業無料職業紹介事業や超短期バイトアプリの活用支援、外国人材の受入れ支援を通じて安定的な労働力の確保を図り、農業経営の維持・発展につなげます。【農業無料職業紹介事業雇用成立：20件以上】</p> <p>⑧意欲ある生産者の作付面積拡大を後押しするとともに、後継者や新規就農者の育成を進めることで、地域農業の生産基盤の維持・強化を図ります。 【経営意向調査の実施：1回】 【いちご・れんこん・ねぎ新規就農支援事業：研修生いちご・れんこん各2名以内、ねぎ1名】</p> <p>⑨「出前授業」や「お出迎え授業」を通じて、地域の子どもたちに農業について学習・体験してもらうことにより、「食」と「農」の大切さを伝えます。 【出前授業：25校・50回】【お出迎え授業：8校・8回】</p>

※【 】内は、具体的な数値目標を示しています。

● 営農利用事業

I. 事業方針

営農利用事業では、育苗施設・共同乾燥施設・共同選果施設の効率的な稼働と適切な保守管理レベルの向上に取り組むとともに、運営改善と体制整備に取り組めます。また、米の集荷・出荷形態を紙袋からフレコンへ一部移行し、コスト抑制による生産者所得向上と円滑な物流体制による選ばれる産地づくりに取り組めます。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)担い手ニーズに基づく低コスト生産資材の取り組み	①フレコン集荷・出荷拡充による資材コスト低減に向けた取り組みを実施します。【出荷量全体の35%】
(2)共同利用施設の強みを活かした効率的な運営	②運送・物流業界における2024年問題の影響が懸念される中で、レンタルパレットを活用した集出荷体制及びフレコン集荷による物流の改善に取り組む、選ばれる産地を目指します。
(3)共同利用施設による労働力支援と効率的な運営に向けた体制整備	③取扱量の維持・拡大を図り、各選果施設（トマト・ミニトマト・レンコン・イチゴ）の効率的かつ安定的な運営に努めます。 【トマトセンター：630,000箱、レンコンセンター（露地）340,000箱〈5kg換算〉（ハウス）70,000箱、ミニトマトセンター：120,000箱、イチゴセンター：2,800,000pk〈250gpk換算〉】
(4)施設運用技能と保守・管理技術レベル向上の取り組み	④中核的担い手との対話を進め、共同乾燥施設の再編整備及び機能向上に向けた投資を検討します。 ⑤各種研修会等への参加による危機管理及び施設運用技能と保守・管理技術レベル向上に取り組めます。

III. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
取 扱 高	803,120	783,346
農 作 業 受 委 託	177,000	161,680
共 同 乾 燥 施 設	315,370	346,323
（北部）花き・れんこん・ミニトマトセンター	86,990	70,582
（北部）イチゴセンター	5,880	5,337
（南部）トマトセンター	118,900	109,500
育 苗 施 設	98,980	89,924
育 苗 取 扱（箱）	109,000	105,805
米 乾 燥 調 製（t）	11,000	12,356
麦 乾 燥 調 製（t）	6,200	7,477
大 豆 取 扱（t）	693.6	772

● 農産事業

I. 事業方針

農産事業では、農地の保全に向けた相談対応の充実と、戦略作物の生産性向上と高品質・安定多収による農家所得の向上を目的とした技術支援に努めます。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)中核的担い手等との意見交換と意向把握による相互理解と事業反映	①部会組織等との意見・情報交換会を実施します。 【会議：30回】
(2)組合員・担い手との対話・意思反映の機会・場づくりの取り組み	②支部長会・座談会等において、営農に関する情報提供による農業生産支援及び情勢報告等を実施します。 【会議：20回】
(3)農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約の取り組み	③農地中間管理事業の業務受託を拡大します。 【農地相談：300件、新規契約：30ha】
(4)播種前出荷契約による契約面積拡大の取り組み	④主食用米の価格を安定維持するため、国策に沿った計画的な戦略作物へ誘導、生産面積の維持・拡大を実施します。 【飼料用米等：200ha、小麦：1,000ha、大豆：320ha】
(5)生産者・実需者の結び付け販売拡大の取り組み	⑤需要に即した米の集荷を維持・拡大します。 【米集荷数量：10,000俵】
(6)環境に配慮して生産された農産物の価値が消費者に認められる取り組み	⑥水田より発生するメタンガス削減に向けた支援を実施します。 【効果的な中干し期間の広報・周知によるメタンガス発生抑制】 【認証米節減対象農薬5割減栽培：8,000俵】

III. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
取 扱 高	3,083,155	5,021,905
米	2,579,900	4,173,018
麦・大豆・雑穀	136,900	321,786
購買主食販売	174,500	270,656
グリーンセンター・Aコープ グリーンプラザ米販売	191,855	256,445

●園芸事業

I. 事業方針

主幹品目を中心に生産面や販売面の課題を生産者と共有し、生産基盤の維持と産地振興計画等の検討・策定・実践により地域農業の活性化に努めます。

市場との連携強化と消費者・実需者ニーズを的確に捉えた販売戦略を策定し、安全・安心な農産物を安定的に供給することで生産者所得の向上及び産地の信頼度向上に努めます。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)生産基盤の維持と地域農業の活性化	①継続的な農産物の安定供給に向け、環境変化に応じた優良品種の選定・栽培技術の共有を図り、生産力・産地力の強化により地域農業の活性化に努めます。
(2)取引先との関係性強化と産地信頼度の向上	②契約取引の積極的な取り組みや消費者ニーズの動向を踏まえた販売戦略を策定し、産地の信頼度を更に深め安定的な販売先の確保と有利販売の実現に努めます。
(3)安全・安心な農産物の安定供給	③安全・安心な農産物の安定的な供給に向け、生産履歴記帳及び国際水準GAPの確実な実践と残留農薬検査の実施に努めます。 【生産履歴及び国際水準GAP：100%実施】 【残留農薬分析：191検体実施（共販105検体、店舗86検体）】 【Web入力システム利用率：生産部会組織全体30%】
(4)集荷及び物流体制の改善	④農産物集出荷体制の見直し及び物流効率化に向けた体制整備の構築を図り、利用者と物流コスト抑制に向けた対話を重ねます。

III. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目			本年度計画	前年度実績
取	扱	高	5,038,770	4,923,439
	野	菜	2,979,750	2,933,986
	果	実	910,400	887,701
	花	卉・花	168,000	169,676
	畜	産物	397,000	401,631
	産	直販	583,620	530,445
		グリーンセンター津島店(愛菜耕房)	290,500	254,965
		グリーンセンター十四山店(菜々耕房)	199,500	180,350
		グリーンプラザ	37,320	34,729
		(南部)イオン産直	39,000	43,785
	(南部)Aコープ	17,300	16,616	

● 購買事業

I. 事業方針

仕入ロットの拡大、物流の効率化により生産資材コストを抑制し、農家所得向上を図るとともに、営農渉外担当者による定期訪問の実施や最適な資材等を提案し、農畜産物の安定生産を支援します。

食料・農業の生産力向上と持続性の両立を目標に、「環境調和型農業」に関係部署と連携して取り組みます。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
<p>< 営農購買事業 ></p> <p>(1) 生産資材コストの低減及び購入機会の提供</p> <p>(2) 営農渉外担当者の出向く活動の拡充</p> <p>(3) 環境負荷低減への取り組み支援</p>	<p>① 肥料の超大口仕入、農薬の相見積もりを継続実施し、供給価格の抑制を図ります。また、予約とりまとめ、指定日引取、園芸フェアを開催し、生産コスト低減を図り、農業経営の安定を支援します。 【超大口仕入：57,000袋】【相見積もり：250品目】 【指定日引取：17,700袋】【園芸フェア：13回】</p> <p>② J A 占有率の維持拡大に向け、対象農家訪問を実践し、活動と事業の好循環を生成し、事業利用拡大を図ります。 【推進目標：820,000千円】</p> <p>③ 化学肥料使用量を低減するため、土壌診断結果に基づく堆肥等有機資材の施用を推奨し、施肥コストの抑制を図り、環境調和型農業を推進します。 【土壌診断：500点】【環境にやさしい土づくりキャンペーン：2回/年】</p>

III. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目			本年度計画	前年度実績	
取	扱		2,833,500	3,378,899	
	生	肥	高	886,200	939,786
		農	薬	618,300	684,454
		飼	料	113,300	117,417
		畜	産	14,400	15,808
		園	芸	361,800	452,256
		種	苗	161,000	216,567
	産	農	機	413,200	608,501
		食	料	23,500	33,006
		生	活	58,100	41,141
		電	気	183,700	266,586
		製	品	—	3,377
	資	耐	久	—	—
資		材	—	—	
材	そ	の	—	—	
	他		—	—	

●店舗事業

I. 事業方針

農産物の安定生産を実現するため、産直店舗出荷者基盤の維持・拡大を図り、消費者ニーズを捉えた作付け誘導、出向く活動による品揃えの充実、安定供給による農家所得の向上を図ります。

生産履歴記帳、出荷前残留農薬検査等の確実な実践により、安全、安心、新鮮な農産物を提供し、地域住民と地域農業の接点の場として、魅力ある店舗づくりを展開します。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)産直店舗出荷者基盤の維持・拡大	①野菜づくりを学ぶ「菜園倶楽部」を継続開催し、加入機会を提供するとともに、「産直青果物集荷便」体制を整備することで新規産直出荷者の基盤拡大を図ります。 【菜園倶楽部：前期15回 後期15回】 【産直青果物集荷便構築：8月稼働予定】
(2)消費者ニーズを反映した品揃え強化と出荷物の維持拡大	②産直品の情報分析によるニーズを捉えた生産誘導を提案、実践するとともに産直需要予測システムを導入することで出荷量の維持を図り、「出向く活動」により産直出荷者訪問を通じ、出荷量の維持拡大を図ります。 【生産誘導出荷者：50名】【誘導品目：15品目/4,000千円】 【産直需要予測システム：8月導入予定】【出向く活動：30名/月】
(3)食の安全・安心確保と対策	③「生産履歴記帳」「国際水準GAP」の確実な実践及び「出荷前残留農薬検査」の実施により、食の安全・安心・新鮮な農産物の提供に努めます。 【生産履歴・国際水準GAP：100%実施】【出荷前残留農薬検査：86検体】 【Web生産履歴利用者登録：55%】【HACCP制度：100%実施】

III. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
取 扱 高	730,415	724,681
グリーンセンター津島店(愛菜耕房)	253,500	236,957
グリーンセンター十四山店(菜々耕房)	183,900	181,018
グ リ ー ン プ ラ ザ	33,425	30,596
A コ ー プ と び し ま 店	259,590	276,110

●介護福祉事業

I. 事業方針

利用者の尊厳を保持し、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるよう、多職種連携を強固にします。地域社会の一員として、誰もが支え合い、孤立することなく安心して生活できる環境づくりと、個別性の高い質の高い支援を追求します。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
<p><居宅介護支援事業></p> <p>(1)本人・家族の意思決定を支え、在宅継続を可能にするトータルマネジメントの実践</p>	<p>①丁寧な対話を通じて利用者・家族の潜在的な意向を汲み取り、住み慣れた場所で『なりたい生活』を実現するためのケアプランを提案します。多職種との情報共有を密にし、心身状態の変化に即応した柔軟な支援でQOLの最大化を図ります。</p>
<p><訪問介護事業></p> <p>(2)自立支援・重度化防止を軸とした、専門的かつ機動力のある訪問ケアの確立</p>	<p>②住み慣れた自宅で自分らしい生活を継続できるよう、身体機能の維持・改善を意識した自立支援型のサービスを提供します。専門的なアセスメントに基づき、認知症や重度化等の多様なニーズに対しても、質の高いケアで安心と快適な暮らしを支えます。</p>
<p><高齢者生活支援事業></p> <p>(3)フレイル（虚弱）予防と健康意識を高めるコミュニティ支援</p>	<p>③運動・栄養・社会参加の三位一体となった介護予防事業を展開し、フレイル（虚弱）の早期発見と改善に努めます。専門職が関与する相談機能を強化し、参加者が自身の健康を主体的に管理できるような支援体制を構築します。</p>

III. 事業取扱計画

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
取 扱 高 (千 円)	81,800	87,059
ケ ア プ ラ ン (件)	1,500	1,556
ホ ー ム ヘ ル プ (件)	850	837
ホ ー ム ヘ ル プ (時 間)	9,240	9,044
高 齢 者 生 活 支 援 (件)	240	240
高 齢 者 生 活 支 援 (時 間)	1,600	1,878
愛西おでかけサロン (人)	900	2,147
愛西脳若トレーニング教室 (人)	1,150	1,217
弥富市スマイル教室 (人)	—	269

●燃料事業（L P ガス・重油）

I. 事業方針

国内外情勢の不安定化による様々な物価の上昇に伴い、生活防衛意識が高まっています。その様な情勢の中、快適で安全なエネルギー機器やリフォームの提案活動及び、エネルギーの安定的供給に努め、組合員・利用者にとって満足度の高い事業展開を行います。

また、安全にご使用いただくためにガス設備や機器及び重油施設の保安点検活動を継続して実施します。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)快適で安全なエネルギー機器 やリフォームの提案活動	①多様化するライフスタイルに対応した各種エネルギー機器やリフォームの提案活動に取り組みます。 ②ガス器具展示会を定期的で開催し、器具の買換え需要の掘り起こしにつなげていくとともにJ A 広報誌への案内チラシの折込やダイレクトメールの発送を行います。
(2)L P ガス・重油施設の保安点 検及び重油タンクの無償貸与 の継続実施	③L P ガスを安全・安心にご使用いただくため、無線N C U（保安監視装置）の普及拡大とガス設備の法定点検及び未改善ガス機器の解消に努めます。また、重油タンク施設の安全使用のため施設点検を実施します。

III. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目			本年度計画	前年度実績
取	扱	高	434,000	452,732
	重	油 事 業	150,000	165,690
	L	P ガ ス 事 業	284,000	287,042

● やすらぎ事業

I. 事業方針

宗教儀礼・葬送儀礼自体のニーズが多様化し、一人ひとりを大切に想う葬儀施行が求められています。近親者中心で遺族・親族が故人を偲び、寄り添いながらのお別れへと意識が移って葬送儀礼式の意義や価値観が日々変化しています。

こうした事業環境の中で、組合員・利用者の要望に柔軟に応えた葬儀施行に取り組みます。また、葬儀前後に発生する介護・相続など組合員のお困りごとに対して、JAの総合力を発揮したサービスの提供を図ります。

組合員の葬儀ニーズに沿った新規葬儀ホールの建設を引き続き検討します。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)葬儀形態や意識の変化に柔軟に対応した葬儀施行	①ご遺族の想いを最優先に考え組合員・利用者一人ひとりを大切に寄り添った葬儀プランを柔軟に提案し信頼に応えた葬儀施行に取り組みます。
(2)葬祭事業全般のPR 相談機能の充実 誘客イベントの開催	②各種相談機能を含めた誘客イベントを開催し葬祭事業全般のPRに努めます。
(3)葬祭事業を通じてJAの総合力を活かし組合員世帯への総合支援	③葬儀前後に発生する介護・相続などの暮らしのお困りごとに対して、他部署との連携により相談機能の充実を図り、組合員世帯や後継者及び次世代組合員との結び付きを強化し支援します。

III. 事業取扱計画

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
葬 祭 取 扱 高 (千 円)	198,150	147,357
施 行 件 数 (件)	235	178
総 合 支 援 セ ン タ ー	80	81
そ の 他	155	97

●宅地等供給事業

Ⅰ. 事業方針

組合員個々の状況に応じたコンサルティング業務の体制を整え、次世代への資産継承を支援するため「弁護士・税理士による無料相談会」を毎月開催します。

組合員所有の不動産の有効活用を積極的に提案するとともに農家・新規就農の青色申告税務支援を行い、地域になくてはならない組合を目指します。

Ⅱ. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)無料相談会・休日相談会の継続開催	①顧問税理士・顧問弁護士と連携した無料相談会を毎月開催します。
(2)東海税理士会津島支部との連携による確定申告支援	②不動産・相続・税務に関する休日相談会を継続して開催します。
(3)地域の活性化を目指した不動産の最適利用の提案	③農業簿記研究会を通じた税理士による記帳指導会を開催します。
	④記帳ソフト「ソリマチ」からの派遣講師による指導会を開催します。 【指導会：3回】
	⑤「WEB農業簿記システム」の新規導入案内・研修会開催による支援を行います。【研修会：1回】
	⑥地域農地の保全と組合員所有不動産の有効活用を提案します。
	⑦賃貸住宅の入居対策会議や駐車場の外部システムを導入した管理体制を整え組合員の資産保全に努めます。

Ⅲ. 事業取扱計画

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
取 扱 高 (千 円)	500,000	854,368
各 種 相 談 件 数 (件)	180	220

●信用事業

I. 事業方針

地域農業金融機関として、農業・暮らし・地域の各領域で金融仲介機能を発揮することを主軸に捉えながら、組合員の皆様の持続可能な農業経営のサポートによる農業所得の安定化と地域の皆様のライフステージに寄り添った金融サービスの提供に努め、利用者基盤の構築に取り組みます。

マネロン・金融犯罪対策の強化、また役職員のコンプライアンス意識の向上と内部管理態勢を強化し、不祥事未然防止に取り組みます。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)農業・生活のメインバンク化を目指し、組合員・利用者により寄り添った金融サービスの提供	<p>①農業融資専任担当者による「農業経営のサポート体制」を強化し、営農部門と情報連携した「出向く体制」によって、組合員の皆様と一体となって農業生産基盤の維持、農業所得の向上に努めます。</p> <p>②JA産直店舗で利用できる農業応援クーポン等を発券し、地域農業の活性化支援に継続して取り組みます。</p> <p>③ネットバンク等の非対面チャネルの拡充に取り組み、利用者の利便性向上に取り組みとともに、ネットバンクを悪用した特殊詐欺未然防止にかかる利用者への注意喚起を継続的に取り組みます。</p>
(2)ライフステージに応じた相談・支援の充実	<p>④年金受給に関する相談会を開催し、年金相談業務を継続して取り組みます。また「年金友の会」の会員特典を通じた利用促進を図ります。 【年金振込指定者：19,200名以上】</p> <p>⑤窓口・渉外担当者等による組合員・利用者の皆様に対して、「よりそい活動」の実践によって、ライフプランに合わせた資産形成・資産運用の取組強化と商品や質の高いサービスを提供し、顧客満足度向上に努めます。</p> <p>⑥組合員等相続相談対象先への訪問の徹底による関係構築及び相談機能強化、生前相続相談の実践による相続相談・資産承継ニーズの顧客支援に努めます。</p>
(3)内部管理態勢の強化	<p>⑦金融機関としての信頼性を確保するため、組合員・利用者の大切な財産を金融犯罪から守るために、マネロン・金融犯罪対策の取組強化を図ります。</p>

III. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
貯金	530,000,000	529,564,446
貸出金	91,100,000	90,419,800
農業資金新規融資	390,000	381,623
住宅ローン新規融資	6,000,000	9,087,520

● 共済事業

I. 事業方針

組合員・利用者の皆様が、くらしや農業を取り巻く様々なリスクに対して安心して備えられるよう、社会環境の変化等も踏まえ、組合員・利用者の皆様の視点に立ち一人ひとりに寄り添って世代を超えて安心と満足をお届けすることで、組合員・利用者本位の共済事業運営に徹底して努めてまいります。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1) 組合員・利用者への寄り添う活動	① 組合員・利用者への質の高い丁寧なヒアリングから潜在的なリスクを洗い出し、組合員・利用者本位となる有益な情報提供と、問題解決型の保障点検を基本に、あんしんチェックの着実な実践に取り組みます。 【あんしんチェック活動件数：16,000件以上】
(2) 契約者・利用者満足度の向上	② 3Q活動を起点とした一人でも多くの組合員・利用者へ寄り添う活動と、次世代・若年層を中心とした新たな信頼関係を構築する活動を実施し、組合員・利用者満足度の向上に取り組みます。 【利用者満足度：90%以上】
(3) 農業リスクに関する保障点検の実践	③ 「ひと・いえ・くるま」の保障点検に、農業リスクに関する保障点検を加えた活動を継続実施するとともに、保障不足・未保障分野に対する保障提案に積極的に取り組むことで、農業保障分野における保障拡充に努めます。 【農業リスク診断件数：100件以上】
(4) 組合員・利用者本位の推進活動に向けた体制構築	④ 昨今の公的保険・税制改正等にかかる基礎的な理解や高度な知識の習得に取り組み、及び情報提供義務、意向把握・確認義務等をはじめとする、農協法等法令の遵守に向けた体制づくりに取り組みます。 【研修会開催：4回】
(5) 持続可能な地域農業、地域社会づくりと新たなJAファンづくり	⑤ 地域との新たな接点創出に向けたイベントや組合員組織と連携したイベント等での、「農作業事故体験VR」等を活用した取り組みを実施します。 【開催：各1回】

III. 事業取扱計画

(単位：千円)

主要計画項目	本年度計画	前年度実績
長期共済新契約	38,000,000	52,126,231
自動車共済掛金	970,000	1,128,433

● 経営管理業務

I. 業務方針

地域になくてはならない協同組合としての役割を将来にわたり果たし続けるため、損益シミュレーションに基づき策定した中期計画に掲げ、持続可能な経営基盤の確立を目指します。

あわせて、組合員の高齢化を見据え、次世代層への円滑な継承機会の創出と担い手育成に取り組むことで、盤石な組織基盤の構築と将来に向けた安定経営の実現を図ります。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
<p><組織基盤強化></p> <p>(1)正組合員の維持・拡充</p> <p>(2)協同活動を通じた組合員との結びつき強化</p> <p>(3)准組合員の地域農業応援団化</p>	<p>①一戸複数正組合員制の継続推進や准組合員モニターから産直出荷者への誘導を通じて、正組合員の維持・拡充と次世代組合員の育成を図ります。</p> <p>②組合員大学「みらいキャンパス」を継続開催し、対象者の拡大を図ることで、将来の組合員リーダー育成と次世代組合員の理解醸成に取り組めます。</p> <p>③准組合員モニター会議や地区運営委員会を通じた意思反映を進めるとともに、援農ボランティアの継続開催により農業の理解・醸成を図ります。</p>
<p><広報活動></p> <p>(4)組合員、地域住民等広い世代へ情報発信</p> <p>(5)自己改革取組状況の成果発信</p>	<p>④広報誌「あまいろ」の一部デジタル化を進めるとともに、公式LINEやYouTube等のSNS及びホームページを活用し、幅広い世代へJA事業や地域農業の情報を発信します。</p> <p>⑤ポイントカードのデジタル化により、使いやすい仕組みづくりに取り組めます。</p> <p>⑥地域に必要とされるJAを目指した自己改革の取組内容を広報誌等で発信するとともに、これまでの実績を「自己改革の成果」として取りまとめます。</p>
<p><経営管理></p> <p>(6)持続可能なJA経営基盤の確立・強化</p> <p>(7)内部統制の整備と適切な運用によるリスク管理の高度化</p>	<p>⑦中期計画初年度として、精緻な損益・財務計画と実績管理を行い、改善施策の着実な実行と進捗管理を通じて経営基盤の強化を図ります。</p> <p>⑧利用実態を踏まえた拠点・施設の最適化による経営基盤の強化を図ります。</p> <p>⑨リスク指標モニタリングシート及び全般統制整備取組事項による業務の適切な運用と3線モデルを構築し、リスク管理に取り組めます。</p> <p>⑩マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策におけるマネロン管理システムの適正な運用管理に努めます。</p>
<p><人事管理></p> <p>(8)地域農業とくらしに寄り添う人材育成</p> <p>(9)持続可能な人材基盤の確立</p>	<p>⑩総合事業の業務を通じて地域課題に向き合う経験を重ね、現場力と提案力を備えた職員を育成します。</p> <p>⑪多様な採用チャネルを活用した安定的な人材確保と現場の声を反映した人事制度の改善と活用により、やりがいと定着につながる職場環境を整備します。</p>
<p><主な施設整備></p> <p>(10)各拠点・施設等の効率的な活用と計画的な更新及び保守・修繕の実施</p> <p>(11)金融店舗の再編及び不採算事業の見直し</p>	<p>⑫定期的な点検等を通じて施設の状況を把握し、計画的な更新及び保守・修繕を進めることで安全で安心な利用環境を維持します。</p> <p>⑬デジタル化の進展や来店者数の減少を踏まえ、金融店舗及び店外ATMの再編を計画的に進め、また、採算の厳しい事業等は段階的に見直します。</p>

●監査

I. 業務方針

内部統制システム基本方針に基づき、組合の健全な経営と継続的發展のため、リスク分析を実施し、リスクの高い監査テーマ・拠点を絞り込み効率的な監査を実施します。

中央会による内部監査支援、内部統制の評価・支援などを活用して、内部監査業務の高度化・効率化に努めます。

II. 重点施策と達成のための具体策

重点施策	達成のための具体策
(1)内部監査の高度化・効率化に向けた取り組み	①リスクアプローチによるリスク分析を行い、効果的、効率的に内部監査を実施します。
(2)3線部署として、中央会等の外部監査とリスク認識を共有し連携を強化	②内部統制を適切に確立・運用し、会計監査人監査に基づき経営の透明性及び信頼性を確保します。 ③外部の支援を積極的に活用し、内部監査の高度化・効率化に繋がります。

支店運営方針 ～ 地域の拠り所として、笑顔あふれる支店を目指します ～

●津島支店

1. 組合員・利用者から頼られ信頼される店舗づくりを目指します。
 - ・組合員・利用者の皆様が求めるくらしの相談・提案活動に積極的に努めます。
 - ・職員の知識向上を図り相談機能の充実に取り組みます。
2. 身近で親しみのある「頼られる支店」づくりに取り組みます。
 - ・支店が地域の拠点となり身近で立ち寄りやすい支店づくりに取り組みます。
 - ・元気なあいさつでお客様をお迎えします。

●永和支店

1. 組合員・利用者の皆様に信頼され安全・安心な「身近で親しまれる」地域に根ざした支店を目指します。
 - ・親切丁寧な接客に心掛け、安全・安心な利用満足度が高い支店づくりに取り組みます。
 - ・組合員・利用者の声に耳を傾け、地域に根ざした支店運営に取り組みます。
2. 相談対応の充実したお客様本位の支店運営に取り組みます。
 - ・多様なニーズに応える相談対応力の高い職員づくりに取り組みます。
 - ・総合事業の特性を活かし、相談機能の充実したサービスを提供します。

●佐屋支店

1. 組合員・利用者親しみやすく頼られる支店づくりを目指します。
 - ・JAが身近な存在であるために組合員・利用者の皆様が求める相談や提案活動に積極的に努めます。
 - ・組合員・利用者とのコミュニケーションを大切に親切丁寧な対応を心掛けます。
2. 明るく元気のある支店づくりを目指します。
 - ・常に「笑顔と明るい」対応で気持ちの良い支店を目指します。
 - ・何かあればJA（農協）に聞いてもらえる、頼りになる存在を目指します。

●立田支店

1. 信頼され、暮らしに寄り添う支店づくりを目指します。
 - ・組合員・利用者一人ひとりの立場に立ち、各種相談機能を充実させ、総合的に支援する体制を強化します。
 - ・地域密着の姿勢を大切にし、日常的な対話と継続的なフォローを通じて、安心して「相談できる・頼れる支店」となるよう努めます。
2. 地域とともに歩み、選ばれ続ける支店づくりを目指します。
 - ・地域に根ざした活動やイベントへの参加を通じて、組合員・地域の方との接点を広げ、身近で頼りやすい支店を目指します。
 - ・サービスの質的向上と積極的な情報発信によりJAの取り組みを分かりやすく伝え、信頼を基盤とした「ファンづくり」に努めます。

●八開支店

1. 組合員・利用者のくらしと農業を支え、地域になくはない支店づくりに努めます。
 - ・組合員・利用者の農業と生活に役立つ各種相談機能の充実を図り、頼られる支店を目指します。
 - ・職員の業務知識向上を図り、的確な対応を通じて顧客満足度の向上に努めます。
2. 組合員・利用者とのつながりを大切にした支店づくりに努めます。
 - ・組合員・利用者とのコミュニケーションを大切に、親しみある支店づくりに努めます。
 - ・JAらしい活動・イベントにより、新たなJAファンづくりに努めます。

●佐織支店

1. 組合員や地域利用者の皆様の豊かで笑顔あふれる暮らしのサポートに取り組みます。
 - ・組合員・利用者の皆様のためのくらしの相談・提案活動に積極的に努めます。
 - ・支店活動を軸として支店利用者の拡大に努めます。
2. 信頼を提供できる支店づくりに取り組みます。
 - ・相談窓口の充実を図り、総合的な相談に対応できる職員の育成に努めます。
 - ・組合員・利用者の皆様とのコミュニケーションを通じ、意見や要望等を支店運営に反映します。

●蟹江支店

1. 地域に根ざした支店運営を心掛け、新規利用者の拡大を目指します。
 - ・広報誌「あまいろ」、「支店だより」を通じて、情報提供やイベント案内を行い組合員や利用者の満足度向上に努めます。
 - ・支店を核とした活動を通じて地域に根ざした支店運営を心掛け、組合員や利用者との交流を充実させます。
2. 地域から「選ばれる店舗」そして、組合員や利用者が来店、利用しやすい支店を目指します。
 - ・笑顔と感謝をモットーに、明るく親しみのある接客を行います。
 - ・職員の知識の向上を図り、相談対応力の強化に努めます。

●十四山支店

1. 組合員・利用者の皆様から信頼される支店を目指します。
 - ・様々なニーズやお困りごとに的確に応えるよう職員の相談対応力強化に努めます。
 - ・納得と安心を感じていただけるよう丁寧で分かりやすいご案内に努めます。
2. 明るく元気で気持ちの良い支店づくりに取り組みます。
 - ・心のこもった挨拶や対応を通じて、人情味ある温かい支店づくりに取り組みます。
 - ・感謝と笑顔を大切にして、まごころサービスに努めます。

●飛鳥支店

1. 組合員・利用者の皆様に信頼される支店づくりを目指します。
 - ・親切、丁寧な対応を心掛け、顧客満足度の向上に取り組みます。
 - ・専門的知識の向上に努め相談機能の充実に取り組みます。
2. 地域住民の生活の拠点として、豊かなくらしづくりを全面的にサポートします。
 - ・金融、購買、Aコープ、SSが集約された立地を活かし、総合的なJA利用を促進します。
 - ・地域行事にも積極的に参加し、交流を深めることにより地域密着型のJAを目指します。

●鍋田支店

1. 明るく活気のある支店づくりを目指します。
 - ・「元気で明るい」「親切」「丁寧」な接客と、親しみを込めた挨拶、会話に取り組みます。
 - ・感謝と笑顔を大切に「まごころ」を込めたサービスに努めます。
2. 組合員・利用者の皆様に頼られる支店づくりを目指します。
 - ・地域の声に耳を傾け、皆様の満足度向上に取り組みます。
 - ・お客様目線に立ったサービスや情報発信、質の高いサービスを提供します。

●弥富支店

1. 組合員・利用者の皆様に「安心」と「満足」を提供します。
 - ・正確で迅速な業務処理、親切で丁寧な接客を心掛け、組合員・利用者の皆様の満足度向上に努めます。
 - ・総合事業を活かした各種相談機能を強化し、質の高いサービスを提供します。
2. 地域の皆様から信頼される店舗づくりに精一杯取り組みます。
 - ・総合相談機能を充実させ、組合員・利用者の皆様のくらしを支えます。
 - ・地域の皆様の声に耳を傾け、信頼される店舗づくりを目指します。

●市江支店

1. 地域に根ざした活動で、組合員・利用者の皆様の「よりどころ」を目指します。
 - ・親切丁寧な対応で利用満足度の向上に取り組みます。
 - ・笑顔にあふれ地域に根ざした支店活動に取り組みます。
2. 金融店舗として、組合員・利用者の皆様に「必要とされる」支店を目指します。
 - ・専門的な知識の向上を図り、相談機能の強化に取り組みます。
 - ・信頼される職員および支店づくりに取り組みます。

●神守支店

1. 明るく、清潔感のある店舗を目指します。
 - ・元気なあいさつと笑顔、親切丁寧な接客を心掛けます。
 - ・美化意識を高く持ちながらきれいな店舗作りを行います。
2. 地域に密着したJAらしい活動に取り組みます。
 - ・JA、農業、支店情報を定期的に発信していきます。
 - ・食、農を基軸とした地域に貢献する活動を進めていきます。

●七宝支店

1. 組合員・利用者の皆様に信頼される支店づくりに取り組みます。
 - ・親切丁寧な接客を心掛け、顧客満足度向上に取り組みます。
 - ・多様なニーズに迅速・的確に応えられるよう職員育成に取り組みます。
2. 地域とのつながりを大切にした支店づくりに取り組みます。
 - ・店舗ならびに店舗周辺美化に努め、来店しやすい支店づくりに取り組みます。
 - ・お客様とのコミュニケーションを大切にし、地域の皆様に親しまれる支店づくりを目指します。

●伊福支店

1. 地域に根差した店舗づくりを展開し、利用者の皆様に必要とされる支店を目指します。
 - ・元気な挨拶、懇切丁寧な対応を心掛けます。
 - ・専門的な知識の向上に努めます。
2. 利用者の皆様とのコミュニケーションを大切にします。
 - ・「よりよい活動」の実践により、利用者目線の商品提案に努めます。
 - ・利用者が相談しやすい雰囲気のある店舗を目指します。

●美和支店

1. 美しく和やかな店舗づくりを目指します。
 - ・美化活動の徹底による清潔感のある店舗作りに取り組みます。
 - ・明るい挨拶と笑顔を基本とした、温かみのある接遇を心掛けます。
2. 地域農業と暮らしを支え、選ばれ続ける支店運営に努めます。
 - ・子どもへの農業体験活動を通じた食農教育及び地域農業の振興に取り組みます。
 - ・組合員・利用者のくらしに役立つ情報提供・相談業務強化を図ります。

●甚目寺支店

1. 身近で親しみのある支店づくりを目指します。
 - ・お客様とのコミュニケーションを大切にします。
 - ・笑顔で丁寧な接客を心掛けます。
2. 組合員・地域利用者の皆様に信頼される店舗づくりに取り組みます。
 - ・お客様の様々な相談に対応できるよう職員育成に取り組みます。
 - ・訪問活動を通じて皆様に組合の様々な情報発信を行います。

●大治支店

1. 組合員・利用者の皆様の暮らしに寄り添い、頼られる支店を目指します。
 - ・組合員・利用者の声に耳を傾け、暮らしに役立つ情報提供・提案活動に積極的に努めます。
 - ・各種相談に親切で丁寧なお客様対応ができるよう職員育成に努めます。
2. 明るく元気で親しみのある支店づくりに取り組みます。
 - ・地域とのつながりを大切にした食育活動に取り組みます。
 - ・感謝の気持ちを大切に元気なあいさつを心掛け、立ち寄りやすい支店づくりに努めます。

●相談プラザ等におけるご相談件数

(単位：件)

会場	ご相談種類	開催日	令和8年度計画	令和7年度実績	備考
(総合支援センター) 相談プラザ	税務	第2・4日曜日 第2・3木曜日	50	48	組合員に限る
	相続	第2・4日曜日	120	95	組合員に限る
	法律	第3金曜日	30	23	組合員に限る
	不動産	第2・4日曜日	50	31	
	葬祭	友引日	60	64	
東部営農センター	税務	第1火曜日	30	29	組合員に限る
十四山支店	年金	第1・3土曜日	75	47	(注3)
ローンセンター(神守)	住宅ローン等	随時受付 (予約優先)	500	822	(注4)
本店	年金	第2・4土曜日	75	42	
	ひと・いえ くるま		50	76	(注5)
各支店	年金	第4火曜日	60	64	(注6)
農地・営農		随時受付	250	674	

(注1) 相続には相続に関する手続きのサポート件数を含みます。

(注2) 相談には予約が必要です。

(注3) 弥富支店の年金相談会の開催を令和8年度より十四山支店に変更いたします。

(注4) ローンセンター弥富、ローンセンター神守は令和8年度よりローンセンター(神守)に業務集約しております。開催する各種ローン相談については、土・日も営業いたします。(水曜日・祝日定休日)
ただし、祝日が土・日の場合は営業となります。

(注5) 計画・実績値は十四山支店の土曜日・祝日営業を含めた開催日数となります。また、本店・十四山支店ともにシステム非稼働日は休業いたします。

(注6) 毎月の年金相談は、神守・七宝・美和・甚目寺・大治の5支店の輪番で実施しております。詳しくは支店にお問い合わせください。

J A あいち海部 自己改革への取り組み

J A あいち海部は、地域になくなくてはならない J A であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

【自己改革実践の基本的考え方】 ※下線項目は K P I 設定

令和 7 年度は組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取り組みとして「市場や実需者との契約取引の一定量確保」「実需と結びつけた播種前出荷契約米の数量確保」「指定日引取及び園芸フェアの開催による生産コスト削減」に取り組む、下記の通りの実績を挙げました。

達成のための具体策	評価指標（参考値）	令和 7 年度実績	令和 8 年度目標
① 市場や実需者との契約取引の一定量確保	市場単価+3% 〈トマト〉 〈ミニトマト〉 〈レンコン〉 〈イチゴ〉	全体出荷量の 41.8% 11.1% 26.4% 96.7%	全体出荷量の 30% 25% 20% 85%
② 実需と結びつけた播種前出荷契約米の数量確保	共計販売単価+6%	主食用米 2,981俵	主食用米 10,700俵
③ 指定日引取及び園芸フェアの開催による生産コスト削減	指定日引取 1袋90円 持帰値引 1袋60円	指定日引取 17,724袋 園芸フェア 14回	指定日引取 17,700袋/年 園芸フェア 14回/年

※②の播種前出荷契約米については、令和 8 年度より「複数年契約」を含めた目標設定に変更しています。

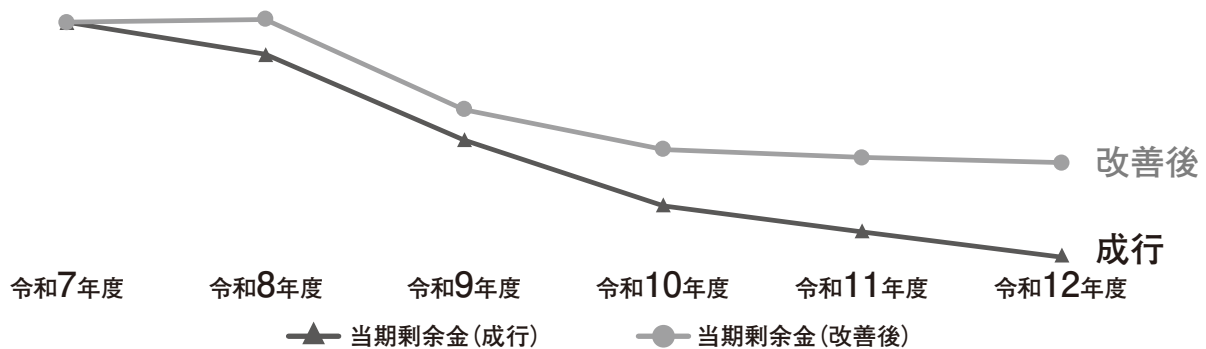
- 1 訪問活動や座談会を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線の必要な取り組みについて、目標及び実践具体策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。
 - ア. 担い手経営体や中核的担い手等を対象として、次のことに取り組みます。
 - ①基幹品目を中心とした契約取引の一定量確保
 - ②農地集積による効率的な生産基盤の整備
 - ③収量増加・品質向上に向けた新品種の導入
 - ④安定的な労働力確保による農業経営の維持・拡大
 - イ. 中核的担い手や多様な担い手等を対象として、次のことに取り組みます。
 - ①播種前出荷契約による契約の拡大
 - ②計画的な資材の取りまとめの実施
 - ウ. その他として、次のことに取り組みます。
 - ①指定日引取の取り組み
 - ②土壌診断の実施
 - ③農機レンタル事業の利用拡大
 また、これらの取り組みにあたり必要な農業資金の供給にも取り組みます。
- 3 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、P D C A サイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

【自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて】

令和7年度は経営基盤の確立・強化の取り組みとして「地域農業者への経営支援と農業制度資金を中心とした金融サービスの提供による農業資金新規融資額の伸長」「3Q活動の実践による組合員・利用者への寄り添い活動」「フレコン出荷拡充による資材コストの低減」に取り組みました。

しかしながら、JAあいち海部の損益シミュレーションでは、今後も事業利益および当期剰余金が減少する見通しであることから、令和8年度も引き続き、経営基盤の強化を図るため、各事業の成長戦略に取り組んでまいります。

【損益シミュレーション結果】



達成のための具体策	令和7年度実績	令和8年度目標
① 地域農業者への経営支援と農業制度資金を中心とした金融サービスの提供による農業資金新規融資額の伸長	メイン強化先 100先への訪問カバー率 85%	メイン強化先 100先への訪問カバー率 70%以上
② 3Q活動の実践による組合員・利用者への寄り添い活動	あんしんチェック件数 17,370件	あんしんチェック件数 16,500件以上
③ フレコン出荷拡充による資材コストの低減	出荷量全体の 67.7%	出荷量全体の 35%

【自己改革の実践に向けた組合員の意思反映】

令和7年度は組合員の意思反映に向けて「組合員との対話および意見・情報交換会」「組合員大学みらいキャンパスの開校」「准組合員モニター会議の開催」等に取り組みました。

令和8年度につきましても自己改革の実践にあたっては、引き続き「地域農業応援団」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現するとともに、組合員の評価を踏まえながら必要な見直しを行います。

また、准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

達成のための具体策	令和7年度実績	令和8年度目標
① 組合員との対話および意見・情報交換会	117回	130回
② 組合員大学「みらいキャンパス」の開校	4回	4回
③ 准組合員モニター会議の開催	3回	3回

令和8年度 総合財務計画

令和9年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
1. 信用事業資産	544,911,736	1. 信用事業負債	534,246,470
(1)現金	1,781,273	(1)貯金	530,000,000
(2)預金	402,086,861	(2)借入金	2,700,000
(3)有価証券	47,700,602	(3)その他の信用事業負債	1,546,470
(4)貸出金	91,100,000	2. 共済事業負債	1,162,000
(5)その他の信用事業資産	2,350,000	(1)共済資金	443,000
(6)貸倒引当金	△ 107,000	(2)未経過共済付加収入	696,000
2. 共済事業資産	43,400	(3)共済未払費用	9,000
(1)その他の共済事業資産	43,400	(4)その他の共済事業負債	14,000
3. 経済事業資産	2,072,000	3. 経済事業負債	1,436,000
(1)経済事業未収金	1,060,000	(1)経済事業未払金	554,000
(2)経済受託債権	728,000	(2)経済受託債務	855,000
(3)棚卸資産	320,000	(3)その他の経済事業負債	27,000
購買品	285,000	4. 雑負債	708,000
その他の棚卸資産	35,000	(1)未払法人税等	321,000
(4)貸倒引当金	△ 36,000	(2)資産除去債務	45,000
4. 雑資産	600,000	(3)その他の負債	342,000
5. 固定資産	7,800,000	5. 諸引当金	1,050,018
(1)有形固定資産	7,570,000	(1)賞与引当金	189,000
建物	11,000,000	(2)退職給付引当金	500,000
機械装置	2,380,000	(3)役員退職慰労引当金	76,200
土地	3,600,000	(4)ポイント引当金	65,000
リース資産	150,000	(5)特例業務負担金引当金	219,818
その他の有形固定資産	2,600,000	負債の部合計	538,602,488
減価償却累計額	△ 12,160,000	(純 資 産 の 部)	
(2)無形固定資産	230,000	1. 組合員資本	48,048,047
6. 外部出資	24,917,000	(1)出資金	1,278,000
(1)外部出資	24,917,000	(2)利益剰余金	46,776,447
系統出資	24,875,000	利益準備金	5,259,673
系統外出資	42,000	その他利益剰余金	41,516,774
7. 繰延税金資産	600,000	特別積立金	23,687,410
		施設整備等積立金	8,857,300
		地域農業活性化積立金	1,720,000
		リスク対策積立金	5,000,000
		税効果調整積立金	559,667
		当期末処分剰余金	1,692,397
		うち当期剰余金	1,192,426
		(3)処分未済持分	△ 6,400
		2. 評価・換算差額等	△ 5,706,399
		(1)その他有価証券評価差額金	△ 5,706,399
		純資産の部合計	42,341,648
資産の部合計	580,944,136	負債及び純資産の部合計	580,944,136

令和8年度 総合損益計画

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1. 事業総利益	6,403,946	(9)保管事業収益	28,920
(1)信用事業収益	5,642,596	(10)保管事業費用	6,590
資金運用収益	5,330,596	保管事業総利益	22,330
(うち預金利息)	3,809,127	(11)利用事業収益	885,272
(うち有価証券利息)	346,000	(12)利用事業費用	403,683
(うち貸出金利息)	1,125,469	利用事業総利益	481,589
(うちその他受入利息)	50,000	(13)宅地等供給事業収益	40,000
役務取引等収益	135,000	(14)宅地等供給事業費用	7,230
その他経常収益	177,000	宅地等供給事業総利益	32,770
(2)信用事業費用	1,830,700	(15)指導事業収入	14,863
資金調達費用	1,600,700	(16)指導事業支出	28,427
(うち貯金利息)	1,587,800	指導事業収支差額	△13,564
(うち給付補てん備金繰入)	3,300	2. 事業管理費	5,119,913
(うち借入金利息)	600	(1)人件費	3,290,000
(うちその他支払利息)	9,000	(2)業務費	660,000
役務取引等費用	60,000	(3)諸税負担金	126,471
その他経常費用	170,000	(4)施設費	1,020,000
信用事業総利益	3,811,896	(5)その他事業管理費	23,442
(3)共済事業収益	1,302,000	事業利益	1,284,033
共済付加収入	1,229,000	3. 事業外収益	393,094
その他の収益	73,000	(1)受取雑利息	1,066
(4)共済事業費用	50,000	(2)受取出資配当金	223,043
共済推進費	40,000	(3)貸貸料	22,774
共済保全費	9,000	(4)商権利用料	23,760
その他の費用	1,000	(5)雑収入	122,450
共済事業総利益	1,252,000	4. 事業外費用	25,568
(5)購買事業収益	2,793,070	(1)寄付金	887
購買品供給高	2,542,020	(2)貸貸費用	9,876
購買手数料	157,950	(3)雑損失	14,805
その他の収益	93,100	経常利益	1,651,559
(6)購買事業費用	2,233,951	5. 特別利益	-
購買品供給原価	2,093,180	6. 特別損失	-
購買品供給費	101,835	税引前当期利益	1,651,559
その他の費用	38,936	法人税、住民税及び事業税	459,133
(うち貸倒引当金繰入額)	5,400	法人税等合計	459,133
購買事業総利益	559,119	当期剰余金	1,192,426
(7)販売事業収益	3,340,035	当期首繰越剰余金	499,971
販売品販売高	3,070,740	当期未処分剰余金	1,692,397
販売手数料	196,295		
その他の収益	73,000		
(8)販売事業費用	3,082,229		
販売品販売原価	3,081,229		
その他の費用	1,000		
販売事業総利益	257,806		

第5号議案 役員を選任について

1. 理事候補者

氏名 (生年月日) (地区・組合員資格等)	略歴	所信
すぎうら しゅうこ 杉浦 昌子 (昭和34年9月28日) (津島・正組合員)	平成19年 4月 津島地区運営委員 (現在に至る) 平成29年 7月 津島市農業委員会 会長職務代理 (現在に至る) 平成30年 4月 農業共済組合損害評価員 (現在に至る) 令和 2年 愛知県 レディース愛知代表 令和 2年 6月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】	組合員や利用者の声に耳を傾けて組合運営に努めます。
ほった こうじ 堀田 耕司 (昭和35年12月2日) (津島・正組合員)	平成26年 4月 海部農業経営者の会 会長 (2年間) 令和 2年 4月 海部農業経営者の会 会長 (2年間) 令和 7年 4月 日光川西悪水土地改良区 総代 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】	地域の未来を育む J A 運営を目指して、健全な組合運営に努めます。
いとう たかひこ 伊藤 孝彦 (昭和30年1月8日) (永和・正組合員)	昭和52年 4月 佐屋町役場 入職 平成 9年 4月 佐屋町教育委員会 社会教育課課長補佐 平成21年 4月 愛西市役所 経済建設部長付 土地利用政策担当課長 平成22年 4月 愛西市役所 監査委員事務局長 平成27年 3月 定年退職後 愛西市役所 (再任用) 平成28年 4月 美和多福祉会 美和多保育園勤務 (4年間) 令和 2年 6月 J A あいち海部 監事 (現在に至る) 現在 農業 【実践的能力者】	組合員、利用者から支持、信頼される健全な組合運営に努めます。
やまだ そういち 山田 宗一 (昭和36年12月1日) (佐屋・正組合員)	平成19年11月 愛知県農業経営士会 委員 (現在に至る) 平成23年 7月 愛西市農業委員会 委員 (3年間) 平成26年 4月 佐屋土地改良区 理事 (現在に至る) 平成29年 6月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】	組合員や地域住民との対話を大切にし、公平・公正・健全な組合運営に努めます。
かとう やすとし 加藤 康利 (昭和40年1月21日) (立田・正組合員)	平成24年 4月 海部地域酪農ヘルパー組合 組合長 平成28年 4月 海部畜産組合連合会 会長 (現在に至る) 平成28年 4月 愛西市畜産組合 組合長 (現在に至る) 平成29年 6月 J A あいち海部 理事 (7年間) 平成30年 2月 立田村土地改良区 理事 (現在に至る) 令和 6年 6月 J A あいち海部 監事 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】	より一層地域に根差した J A らしさを大切にした事業運営を図り、必要不可欠な J A となるよう努力します。
きとう ひろこ 鬼頭 弘子 (昭和32年2月19日) (八開・正組合員)	平成24年 5月 愛西市農村生活アドバイザー会長 (2年間) 平成30年 5月 海部農村生活アドバイザー会長 (2年間) 愛知県農村生活アドバイザー会長 (2年間) 令和 2年 6月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 令和 6年 4月 水土里ネット愛知 理事 (現在に至る) 現在 農業 【実践的能力者】	組合員や地域住民の意見を尊重し、信頼される J A 運営に努めてまいります。

氏 名 (生年月日) (地区・組合員資格等)	略 歴	所 信
<p>やぎ なおしげ 八木 直重 (昭和34年8月10日) (佐織・正組合員)</p>	<p>令和 2年 3月 J A あいち海部 退職 令和 3年 1月 八開土地改良区 員外監事 (現在に至る) 令和 6年 4月 愛西市藤浪コミュニティ 会計役員(現在に至る) 令和 6年 7月 J A あいち海部 総代 (現在に至る) 令和 7年 4月 社会福祉法人萬里の会 評議員 (現在に至る) 現在 農業 【実践的能力者】</p>	<p>元農協職員の経験を活かし、組合員や利用者の声を事業運営に反映し、健全で安定したJ Aに寄与していきます。</p>
<p>いとう ひでやす 伊藤 秀康 (昭和33年7月14日) (蟹江・正組合員)</p>	<p>平成26年 4月 蟹江町土地改良区第7工区長 (現在に至る) 平成29年 6月 J A あいち海部 監事 (7年間) 平成29年 7月 蟹江町農地利用最適化推進委員 (現在に至る) 令和 6年 7月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 現在 農業 【実践的能力者】</p>	<p>組合員の皆様にとって、地域に根差した親しみのあるJ Aとなるよう尽力します。</p>
<p>こだま まなぶ 児玉 学 (昭和36年2月14日) (十四山・正組合員)</p>	<p>平成27年 9月 あまトマト部会 会長 (1年間) 平成29年 6月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 令和 5年12月 十四山土地改良区 理事長 (1年間) 海部土地改良区 理事 (1年間) 令和 6年11月 十四山土地改良区 理事 (再任) 海部土地改良区 理事 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】</p>	<p>販売事業に注力し、農業の維持発展・農家所得の向上に取り組みます。</p>
<p>やまだ さち 山田 佐知 (昭和44年9月30日) (十四山・正組合員)</p>	<p>平成17年 4月 就農 平成29年 6月 弥富市農村生活アドバイザー (現在に至る) 現在 農業 【実践的能力者】</p>	<p>農家の女性目線により、海部地域の農業の発展と組合の魅力向上に寄与できるよう努めます。</p>
<p>ひらの かずみ 平野 和実 (昭和28年9月19日) (飛島・正組合員)</p>	<p>平成17年 4月 海部苗木花き生産組合連合会長 (10年間) 平成18年 4月 愛知県花き温室園芸組合連合副会長 (12年間) 平成20年 6月 J A あいち海部 理事 (9年間) 平成20年 7月 飛島村農業委員会 会長 (現在に至る) 平成29年 6月 J A あいち海部 代表理事組合長 (現在に至る) 現在 農業 【実践的能力者】</p>	<p>組合員、利用者、地域の皆様方から無くてはならない組織であり続けるために、持続可能な農業の実現、J Aの健全経営と経営基盤の強化に努めてまいります。</p>
<p>こざかい たか 小坂井 巧 (昭和34年11月20日) (鍋田・正組合員)</p>	<p>平成28年 5月 弥富市鍋田町農業簿記研究会会長 (2年間) 平成26年 8月 鍋田土地改良区 監事 (4年間) 平成28年 7月 海部土地改良区 監事 平成30年 4月 川原欠 区長 (現在に至る) 令和 2年 6月 J A あいち海部 監事 (4年間) 令和 5年 4月 弥富市区長会 会長 (1年間) 令和 6年 6月 鍋田地区運営委員会 委員長 (現在に至る) 令和 7年 4月 弥富市花卉組合 組合長 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】</p>	<p>組合員や地域住民の意見を尊重し、組合運営に努めます。</p>
<p>やすい まこと 安井 誠 (昭和33年4月22日) (弥富・正組合員)</p>	<p>昭和53年 4月 安井養魚場 養殖業従事 令和 2年 6月 J A あいち海部 監事 (3年間) 令和 5年 6月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 令和 7年 2月 弥富金魚漁業協同組合副組合長 (現在に至る) 令和 7年 3月 弥富市観光協会 監事 (現在に至る) 現在 農業 【実践的能力者】</p>	<p>組合員、地域住民の目線に立ち必要とされるJ Aを目指し、その運営に取り組みます。</p>

氏 名 (生年月日) (地区・組合員資格等)	略 歴	所 信
<p>かとう たつ 加藤 保 (昭和31年3月17日) (市江・正組合員)</p>	<p>昭和51年 4月 就農 平成17年 7月 愛西市農業委員会 委員 (3年間) 平成24年 5月 市江農業簿記研究会 会長 (4年間) 平成28年 4月 愛西市農業経営士会 会長 (2年間) 令和 2年 6月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】</p>	<p>組合員・地域の皆様のため、必要とされる J A 運営に取り組みます。</p>
<p>ひだ まさる 飛田 勝 (昭和43年3月6日) (神守・正組合員)</p>	<p>平成 3年 4月 大日本土木 (株) 入社 平成19年12月 大日本土木 (株) 退社 平成23年 3月 J A 海部東営農受託部会神守支部支部長(5年間) 平成27年 3月 J A 海部東営農受託部会 会長 (1年間) 平成28年 3月 海部営農受託部会 副会長 (1年間) 平成28年 7月 J A グループ愛知水田農業経営者協会 会長 (1年間) 平成29年 7月 津島市農業委員 (現在に至る) 令和 2年 6月 J A 海部東 理事 (4年間) 令和 6年 7月 J A あいち海部 監事 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】</p>	<p>組合員や地域の方の声に真摯に耳を傾け、組合運営の安定と地域の発展に尽力してまいります。</p>
<p>いとう めぐみ 伊藤 めぐみ (昭和54年1月18日) (神守・正組合員)</p>	<p>平成11年 4月 (農事) 白浜営農組合 入社 (17年間) 平成28年 4月 (農事) 白浜営農組合 代表理事就任 (4年間) 令和 1年12月 (株) 白浜営農 代表取締役就任 (現在に至る) 令和 5年 7月 津島市農業委員 (現在に至る) 令和 6年12月 神守土地改良区 理事 (現在に至る) 令和 6年12月 十三沖永土地改良区 理事 (現在に至る) 令和 7年 6月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】</p>	<p>組合員や地域の皆様から信頼される J A であり続けるよう、誠心誠意努めてまいります。</p>
<p>あおき ひろもと 青木 裕幹 (昭和30年4月16日) (七宝・正組合員)</p>	<p>昭和56年 3月 荒川長太郎合名会社 研究開発部 入社 (現 (株) アラクス) 平成21年 4月 (株) アラクス 執行役員 研究開発部長兼研究部長 (医学博士) 令和 2年 6月 J A 海部東 理事 (4年間) 現在 農業 【実践的能力者】</p>	<p>成長可能な運営体制なのかを見極め、地域とともに発展していく事業展開を進めます。</p>
<p>すずき よしのり 鈴木 良法 (昭和48年11月14日) (美和・正組合員)</p>	<p>平成26年 6月 J A 海部東 理事 (10年間) 平成29年 4月 あま市農業委員 (6年間) 令和 6年 7月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】</p>	<p>組合員の視点で事業展開を進め、地域に貢献できるよう努めます。</p>
<p>こんどう よしなり 近藤 善成 (昭和44年1月18日) (甚目寺・正組合員)</p>	<p>平成 6年 4月 就農 平成28年11月 愛知県農業経営士 令和 2年 3月 あま市農業委員会 委員 (現在に至る) 現在 農業 【認定農業者】</p>	<p>営農従事者の視点で地域農業の発展に努め、組合員や地域の声を活かした組合運営に努めます。</p>
<p>なりた てるゆき 成田 照幸 (昭和39年12月12日) (大治・正組合員)</p>	<p>平成23年 6月 J A 海部東 理事 (6年間) 平成23年 7月 大治町農業委員会 委員 (現在に至る) 令和 1年 7月 大治町農業振興会 会長 (現在に至る) 令和 6年 7月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 現在 農業 【実践的能力者】</p>	<p>組合員視点により事業展開を進め、地域農業振興に取り組みます。</p>

氏 名 (生年月日) (地区・組合員資格等)	略 歴	所 信
やまだ きょうこ 山田 京子 (昭和31年9月26日) (大治・正組合員)	平成22年 5月 愛知県農村生活アドバイザー 平成29年 3月 J A 海部東女性部大治支部副支部長 令和 6年 7月 J A あいち海部女性部大治支部副支部長 現在 農業 【実践的能力者】	女性ならではの視点で組合員や地域の皆様から信頼される健全な組合運営に努めてまいります。
やまだ さゆみ 山田 早由美 (昭和31年11月11日) (全域・正組合員家族)	平成25年12月 飛島村民生委員 (現在に至る) 令和 4年 4月 J A あいち海部女性部飛島支部代表 (2年間) 【実践的能力者】	女性組織代表の立場から、地域の皆様に必要とされるJ Aを目指して組合運営に取り組みます。
たち ひとし 城 一司 (昭和36年10月12日) (全域・正組合員)	昭和59年 4月 立田村農協入組 平成17年 4月 J A 海部 総務部長 (1年間) 平成18年 4月 J A 海部 生活部長 (1年間) 平成19年 4月 J A あいち海部 経済企画室長 (1年間) 平成20年 4月 J A あいち海部 営農部長 (3年間) 平成23年 4月 J A あいち海部 総務部長 (6年間) 平成29年 6月 J A あいち海部 常務理事 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員の営農と生活を守り、信頼されるJ Aとなるよう健全経営に尽力します。
くろみや かほ 黒宮 薫 (昭和38年3月29日) (全域・正組合員)	昭和60年 4月 弥富町鍋田農協入組 平成18年 8月 J A 海部南部 審査部長 (1年間) 平成19年 4月 J A あいち海部 資産管理部長 (1年間) 平成20年 4月 J A あいち海部 生活部長 (7年間) 平成27年 4月 J A あいち海部 企画部長 (2年間) 平成29年 6月 J A あいち海部 常勤監事 (3年間) 令和 2年 6月 J A あいち海部 常務理事 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員の生活を支え、地域になくってはならない組合になれるよう、健全なJ A経営に努めます。
すずき ゆきひろ 鈴木 幸広 (昭和41年6月27日) (全域・正組合員)	昭和61年10月 飛島村農協入組 平成26年 4月 J A あいち海部 飛島支店長 (3年間) 平成29年 4月 J A あいち海部 総務部長 (5年間) 令和 4年 4月 J A あいち海部 園芸部長 (1年間) 令和 5年 4月 J A あいち海部 農産部長 (現在に至る) 【実践的能力者】	組合員に寄り添う姿勢を大切にし、地域に信頼されるJ Aづくりと経営基盤の強化に取り組んでまいります。

2. 監事候補者

氏 名 (生年月日) (地区・組合員資格等)	略 歴	所 信
なかの しんろう 中野 俊郎 (昭和31年5月12日) (立田・正組合員)	昭和56年 4月 愛知県4 Hクラブ連絡協議会 会長 (1年間) 昭和62年 4月 海部津島青年農業士会 会長 (1年間) 平成11年 7月 愛西市農業委員会 委員 (3年間) 平成14年 4月 海部津島農業経営士会 副会長 兼 愛西市農業経営士会 会長 (2年間) 平成22年 7月 愛西市農業委員会 委員 (3年間) 平成24年11月 立田輪中悪水土地改良区 総代 (現在に至る) 平成29年 6月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 平成30年 2月 立田村土地改良区 理事 (現在に至る) 令和 5年11月 海部土地改良区 理事 (現在に至る) 現在 農業	監事の職責を全うし、J Aの健全経営に寄与していくよう努めます。

氏 名 (生年月日) (地区・組合員資格等)	略 歴	所 信
いとう ひろし 伊藤 廣 (昭和34年4月9日) (鍋田・正組合員)	平成14年 4月 鍋田地区 生産組合長会 会長 (1年間) 平成22年 7月 弥富市農業委員会 委員 (6年間) 平成29年 6月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 令和 4年 4月 弥富市区長会 会長 (1年間) 令和 6年 4月 弥富市農業委員会 委員 (現在に至る) 現在 農業	J A の健全運営が確保できるよう監事の職責を全うします。
たなか ゆきまさ 田中 幸正 (昭和31年8月17日) (甚目寺・正組合員)	令和 2年 6月 J A 海部東 理事 (4年間) 令和 3年 8月 豊田合成(株) 定年退職 令和 6年 4月 J A あいち海部 森支部 支部長 (現在に至る) 令和 6年 7月 J A あいち海部 理事 (現在に至る) 現在 農業	組合の健全な経営が確保できるよう監事の職責を全うします。
いとう ひろゆき 伊藤 裕之 (昭和36年11月17日) (全域・正組合員)	昭和59年 4月 弥富町農協入組 平成18年 2月 J A 海部南部 弥富支店長 平成23年 4月 J A あいち海部 飛鳥支店長 平成26年 4月 J A あいち海部 弥富支店長 平成27年 4月 J A あいち海部 金融部長 平成31年 4月 J A あいち海部 リスク統括部長 令和 2年 6月 J A あいち海部 常勤監事 (現在に至る)	J A 経営の健全性確保のため、公正不偏の立場で監査職務を遂行し、内部管理体制の一層の強化に取り組みます。
いき たつや 井木 達也 (昭和36年11月2日) (全域・組合員外)	昭和60年 4月 愛知県農協中央会入会 平成22年 4月 J A 愛知中央会 農政営農部 審査役次長 平成23年 7月 J A 愛知中央会 地域振興部 審査役次長 平成24年 4月 J A 愛知中央会 教育部 審査役次長 平成25年 6月 J A 愛知中央会 監査部 審査役 平成27年 4月 J A 愛知中央会 経営指導部 審査役次長 令和元年 7月 J A 愛知中央会 経営監査部 審査役次長 令和 4年 4月 J A 愛知中央会 退職・再雇用 令和 6年 7月 J A あいち海部 員外監事 (現在に至る)	健全で透明性の高い運営がなされているかを確認していきます。

- (注) 1. 農業経営基盤強化促進法第13条第1項に定める認定農業者11名、農業協同組合法(以下、「農協法」という。)第30条第12項第2号で定める実践的能力者14名の計25名により、農協法第30条第12項の要件を満たしております。
2. 理事候補者のうち、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者(実践的能力者)は次のとおりです。当該候補者については、経験や実績等から、当組合の行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有すると判断しております。
- ① 生産部会の代表者または生産部会の代表であった者
 - ② 市場または直販において農畜産物を販売している者
 - ③ 経営所得安定対策交付金の対象となる要件を満たさない集落営農組織の役員
 - ④ 農業経営士・青年農業士・農村生活アドバイザー(経験者含む)
 - ⑤ 市場関係者であった者
 - ⑥ 農畜産物を扱う法人経営者
 - ⑦ 当組合の青年部員または青年部員であった者
 - ⑧ 女性部、たすけあい組織の役員(支部役員含む)または役員であった者
 - ⑨ 国または県の職員で、農業振興に関連する業務を経験した者
 - ⑩ 市町村の職員で、農業振興に関連する業務を経験した者
 - ⑪ 農業委員会の経験者
 - ⑫ 当組合が定款に定め実施している事業に従事していた者
 - ⑬ 総合農協(連合会含む)に従事した者
 - ⑭ 当組合の役員経験者
 - ⑮ 株式会社の代表取締役であった者
 - ⑯ 株式会社の管理職であった者
 - ⑰ 法人経営に関わる専門的な国家資格を有しており、一定の業務経験を有する者(弁護士・司法書士・公認会計士・税理士・行政書士・社会保険労務士等)
3. 役員候補者と当組合との間における特別の利害関係は次のとおりです。
理事候補者杉浦昌子氏、山田宗一氏、加藤康利氏、八木直重氏、平野和実氏、飛田勝氏、伊藤めぐみ氏、青木裕幹氏、鈴木良法氏、近藤善成氏、監事候補者伊藤廣氏は、当組合との間に貸付の利用関係があります。
4. 当組合では、当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。
5. 井木達也氏は員外監事候補者であります。
6. 井木達也氏を員外監事候補者とした理由は、JA愛知中央会に在職し、JAに対する経営支援や監査業務等の幅広い経験を当組合の業務・会計にかかる監査に活かしていただきたいため、員外監事としての選任をお願いするものであります。

J Aバンク基本方針の一部変更について

J Aバンク基本方針については、金融情勢の変化、J Aバンク会員の経営状況等を踏まえ、J Aバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証し、必要に応じて当該方針の内容を変更することとされている。

今般、農林中央金庫(以下「農林中金」という。)は、J Aバンク会員を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、J Aバンク会員が経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、令和8年3月19日開催の農林中金臨時総代会において、J Aバンク基本方針の変更にかかわる承認を受けた。

については、その主な変更内容および変更後のJ Aバンク基本方針を次のとおり報告する。

(1) 主な変更内容

① マネロン・金融犯罪等への取組強化に向けた対応

J Aバンクシステムの基本的方向に「マネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取組む」旨を定める。

② その他

信用事業再編強化法に定める特定承継会社設置にかかる特例措置が、令和8年3月31日で終了することを踏まえ、関連する定めを削除する。

(注) 特定承継会社とは、農林中金がJ A・信連からの信用事業譲受に要するシステムを開発するまでの間、農林中金に代わる受皿として時限的に整備されたものであり、活用実績はない。

(2) 変更後のJ Aバンク基本方針(本文)

変更後のJ Aバンク基本方針は、次のとおりである。

J Aバンク基本方針

I 「J Aバンクシステム」の基本的方向

「J Aバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJ Aと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取組むことにより、「J Aバンクシステム」を確立する。

以下、本方針において、特に注記のない限り、「J A」には1県1 J Aを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。）

- 1 J A・信連、農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 マネー・ローディングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止・不漸に取組むとともに、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 J Aバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたって健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「J Aバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、J Aバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかわる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・J Aに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、J Aバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・J Aの代表者等からなる「J Aバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、J A・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (4) 農林中金は、J A・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

2 J A・信連の役割

- (1) J A・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「J Aバンク中央本部」を設置し、管内J Aが本方針を遵守するように指導し、J Aは信連の指導を遵守する。なお、管内J Aの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連より厳しい基準に基づいて困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJ Aに対し必要な指導を行う。
(注) 信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合領域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1 J A県域においてはJ A。）は、J Aバンクの総合的戦略に基づき県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取組む。
- (4) 信連は、J Aの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会・全共連との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJ Aから報告される情報およびその他の関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は、(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJ Aから報告される情報およびその他の関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

Ⅲ 「J Aバンク会員」の責務

1 J Aバンクの一体的な事業運営

J A・信連（統合領域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、J Aバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) J A・信連は、J Aバンクにおいて基本とするシステム（J ASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) J A・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスを全国どこでも提供できるよう、別途定めるJ Aバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、J A・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 J Aバンク全体の安全・効率運用の確保

- J A・信連は、J Aバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。
- (1) J Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、J Aは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
 - (2) J A・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
 - (3) J A・信連は、別途定める余裕金運用にかかわる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) J A・信連は、J Aバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJ Aは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかわる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかわる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

(注) (1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別

紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかわる基準、業務執行体制にかかわる基準に該当するJ A・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

(1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかるとするJA・信連は、経営管理体制の整備、経費削減、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかるとするJA・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。

(2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(注) (1)の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールの遵守

(1) JAバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、JA・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。

(2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (1)の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

(1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。

(2) (1)に該当しないJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該JAは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

(注) (2)の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

(1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJA（以下「再編成希望JA」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実施する。

(2) この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2)の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

(1) JA・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。

(2) この拠出負担割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「JAバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「JAバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通販・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティ）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティ措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制退会措置を講じるものとする。

(注) 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティ）は、別紙7に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

(附 則)

1 平成16年6月25日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成15事業年度にかかるとするJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

2 平成17年6月24日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成16事業年度にかかるとするJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、別紙3-1、3-3の自力再建型資本注入を受けたJAにかかるとする基準、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。

4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるとするJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

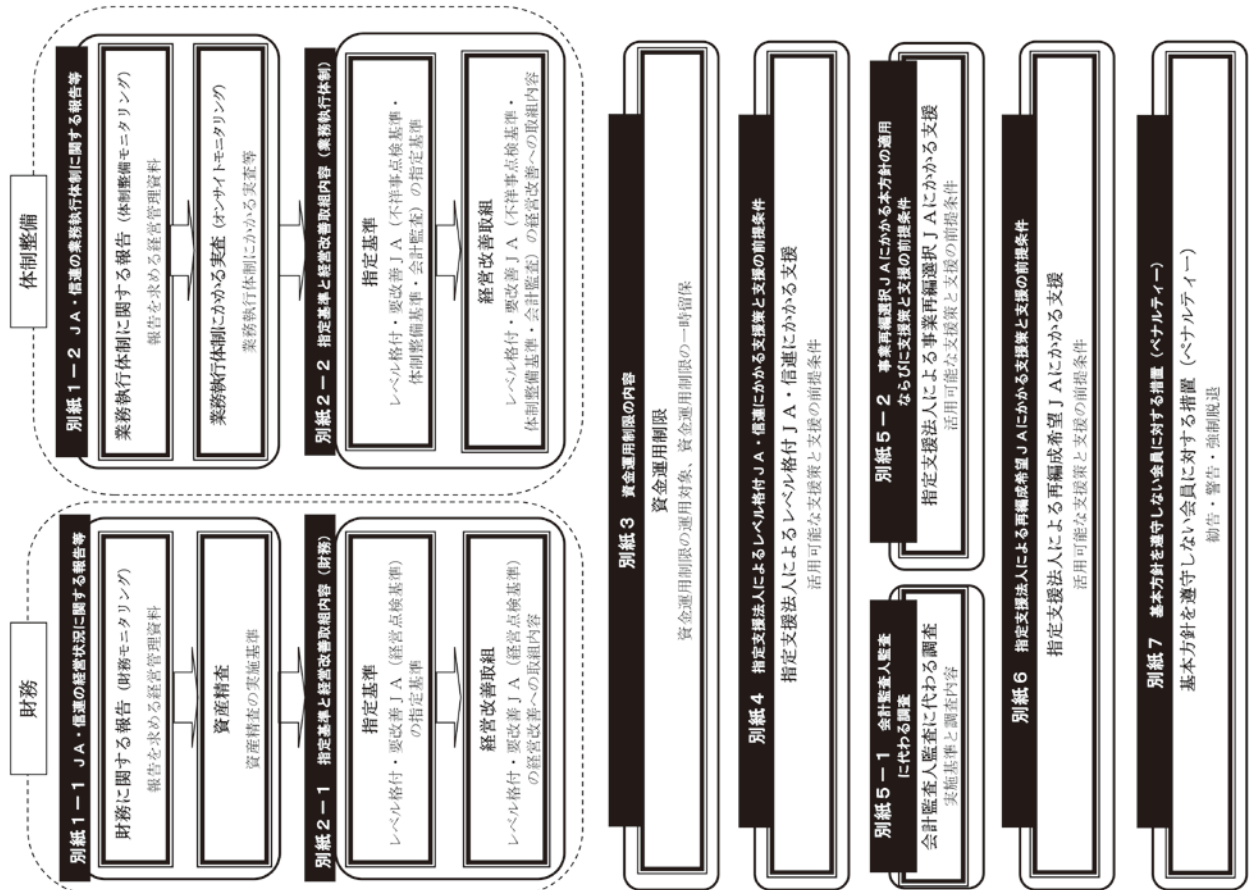
5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。

6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査・業務執行体制にかかるとする実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるとするJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。

7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるとするJA・信連の経営状況の報告より適用する。

- 8 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙1-2の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙2-2の要改善JA（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成24・25・26事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成25年3月22日付一部変更に伴う、別紙2-2の要改善JA（体制整備基準）の指定にあたっては、平成27事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-1の要改善JA（経営点検基準）にかかわるレベル格付基準については、平成27年1月1日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成26年1月1日時点で既に要改善JA（経営点検基準）に指定を受けているJAには「指定後2年経過」「1年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成26年6月25日付一部変更に伴う、別紙2-2の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成27年1月1日より適用する。
- 13 平成28年3月16日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行日（平成28年4月1日）より適用する。
- 14 平成30年3月16日付一部変更に伴う、Ⅲの7、別紙1-1の会計監査報告の写しの提出、別紙1-2の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかわる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、別紙2-2の指定基準ならびに別紙5-1については、平成31事業年度より適用する。
- 15 平成30年3月16日付一部変更に伴う、別紙4の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成30年3月16日時点で既にレベル1、2の指定を受けているJAには「指定後1年以内」を「平成31年3月16日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成30事業年度または平成31事業年度の開始の頃において農業協同組合法施行令第22条第1項に定める規程に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成31年5月31日までに農林中金に報告したJA（レベル格付の指定を受けているJAを除く。以下「事業再編選択JA」という。）にかかわる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、別紙5-2による。
- 17 別紙2-2にかかわらず、平成31事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認されたJAのレベル格付指定までの猶予期間は、JAバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成31年3月14日付一部変更に伴う、Ⅱの3、別紙1-1、別紙1-3、別紙1-1、別紙1-2の中央会等との連携およびJA全国監査機関監査にかかる報告等については平成31年9月30日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。
- 19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、別紙1-2の会計監査人にかかわる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかわる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、別紙2-2のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。
- 20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、別紙1-1の資産精査の実施基準、別紙2-1の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかわるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、別紙1-2の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、別紙2-2のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。
- 22 令和7年3月13日付一部変更に伴う、別紙1-1の資産精査の実施基準、別紙2-1の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、令和7事業年度にかかわるJA・信連の経営状況の報告から適用することとし、令和6事業年度にかかわるJA・信連の経営状況の報告に関しては従前の例による。
- 23 令和8年3月19日付一部変更に伴う、I中「農林中金が信用事業を譲り受ける際」に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。Ⅰ、Ⅱの1③および別表の削除、ならびにⅡの1④⑤の変更については、令和8年4月1日より適用する。
- 以上

基本方針別紙体系図



別紙 1 - 1

JA・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告 (財務モニタリング)

JA・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通期決算実績および事業計画にかかると基礎情報 ○ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余剰金運用の状況等の基礎情報 ○ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（JA） ○ 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）	○ 事業量・損益にかかると基礎情報
期末の決算見込	○ 損益・自己資本比率による基礎情報（JA）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づき行政命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統BISシステムを使用した経営状況に関する報告 JA・信連は系統BISシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統BISシステムによるモニタリングを行う。 JA・信連は系統BISシステム等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。） ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、農林中金は中央本部に付議する。 ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。	

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJA・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に当たる。

「財務に関する報告」をもとに算出した数値が以下に該当する場合

- 別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合
- 別紙2-1に定める要改善JAの指定基準に該当する場合
- 以下の項目が指定基準に該当する場合

貸出等	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
信用供与	(2) 貯蓄率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会が決定した基準
	(4) 大口与信先への与信（JAに限り適用）	JAについて具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	15%以上
有価証券	(1) 貯証率（JAに限り適用）	中央本部で審議のうえ経営管理委員会が決定した基準
固定資産等	(1) 事業利益赤字	JAについて具体的な基準は、JAバンク健全化要綱で定める
	(2) 他部門運用（JAに限り適用）	8%未満
共通	資産精査実施にかかるとストレステスト後自己資本比率（JAに限り適用）	（資産精査実施にかかるとストレステストの具体的な方法は、JAバンク健全化要綱で定める）

- 信用事業にかかると残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合
- 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合
- 行政検査を拒否した場合は、資産精査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）

別紙 1-2

J A ・ 信 連 の 業 務 執 行 体 制 に 関 す る 報 告 等

1 業 務 執 行 体 制 に 関 す る 報 告 (体 制 整 備 モ ニ タ リ ン グ 等)

J A ・ 信 連 は、業 務 執 行 体 制 の 整 備 状 況 に 関 す る 事 項 と し て、以 下 の 資 料 等 に つ い て、J A は 信 連 (一 部 事 業 議 決 会 を 除 く) 経 由 で、信 連 は 直 接 農 林 中 金 に あ て 提 出 ・ 報 告 す る。

体制整備状況	<p>○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況等に関するもの。</p> <p>※ J A にお いて は、J A バ ン ク 健 全 化 要 綱 に 定 め る 体 制 整 備 基 準 に か か る 体 制 整 備 計 画 ・ 整 備 状 況 に つ い て、信 連 等 の 実 査 結 果 を 踏 ま え 報 告 す る。</p>
行政検査・会計監査人の指摘事項等	<p>行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等	<p>不祥事等(重大な紛争案件を含む)が発生・発覚した場合、レベル格付・要改善 J A 制度(不祥事点検基準)への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。</p> <p>※ J A にお いて は、J A バ ン ク 健 全 化 要 綱 に 定 め る 不 祥 事 点 検 基 準 に か か る 再 発 防 止 策 ・ 取 組 状 況 に つ い て 報 告 す る。</p>
会計監査人	<p>○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。</p> <p>○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。</p>

※ 農 業 協 同 組 合 法 に 定 め る 一 時 会 計 監 査 人 の 職 務 を 行 う べ き 者 を 含 む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。(J A にお いて は、J A バ ン ク 健 全 化 要 綱 に お いて 定 め る。)
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業 務 執 行 体 制 に か か る 実 査 (オ ン サ イ ト モ ニ タ リ ン グ 等)

(1) 「 業 務 執 行 体 制 に 関 す る 報 告 」 に 基 づ き、以 下 の 実 査 基 準 に 該 当 し、か つ、農 林 中 金 が 実 査 対 象 と し て 決 定 し た J A ・ 信 連 は、農 林 中 金 が 信 連 と 連 携 し て 行 う (実 査 対 象 が 信 連 の 場 合、農 林 中 金 が 行 う) 実 査 に 応 じ る。

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➢ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合 ➢ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・ 信 連 が 会 計 監 査 人 を 欠 いた 後 速 や か に 会 計 監 査 人 等 を 選 任 し な い 場 合 ➢ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
--

・ 業 務 執 行 体 制 に か か る 実 査 の 実 査 基 準 等 の 具 体 的 な 内 容 に つ い て は、中 央 本 部 で 審 議 の う え、経 営 管 理 委 員 会 で 決 定 し、別 に 定 め る。(J A に つ い て は、J A バ ン ク 健 全 化 要 綱 に お いて 定 め る。)

(2) J A は、信 連 等 が 「 業 務 執 行 体 制 に 関 す る 報 告 」 の 点 検 ・ 判 定 の た め 行 う 毎 年 度 の 常 例 の 実 査 に 応 じ る。

別紙 2-1

指 定 基 準 と 経 営 改 善 取 組 内 容 (財 務)

1 レベル格付

別紙 1-1 の 報 告 を も と に、以 下 の 基 準 に 該 当 す る J A ・ 信 連 は、対 応 す る レベル格付 に 応 じ た 経 営 改 善 策 を 実 行 す る。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル1	<p>要改善 J A (経営点検基準) 指定後 2 年 経 過 し て も 改 善 の 目 処 が 立 た な い 場 合</p> <p>行政庁から早期警戒制度(持続可能な収益性と将来にわたる健全性)に基づき業務改善命令を受けた場合</p> <p>実質自己資本比率※ 6%以上~8%未満</p>	<p>2年以内に、要改善 J A 指定を受け るに至った指定基準に該当しない状態に改善</p> <p>業務改善計画において定める期間</p>
レベル2	<p>当該事業年度の末日の自己資本比率が 8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A</p> <p>実質自己資本比率 4%以上~6%未満</p>	<p>2年以内に、格付を解消する水準に改善</p> <p>1年以内に、事業再編にかかるとの契約について J A 総会決議により承認を受ける</p>
レベル3	<p>レベル1・2 指定 J A が改善目標期間内に 経営改善せず、今後も経営改善が見込まれる場合</p> <p>実質自己資本比率 4%未満</p>	<p>1年以内に、レベル1の水準に改善</p> <p>組織統合(信連・農林中金への事業譲渡等)を6か月以内に(経営破綻の場合は直ちに)実行</p>

※ 実 質 自 己 資 本 比 率 は、農 業 協 同 組 合 法 に 基 づ く 最 終 事 業 年 度 の 末 日 の 自 己 資 本 の 額 から 中 央 本 部 で 審 議 の う え 経 営 管 理 委 員 会 で 決 定 し た 項 目 を 控 除 し て 算 定 す る。資 産 精 査 実 施 先 に つ い て は 資 産 精 査 の 結 果 を 踏 ま え た 実 質 自 己 資 本 比 率 を 採 用 す る。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・ 信 連 は、別紙 3 に よ り 資 金 運 用 範 囲 の 制 限 を 行 う。
 - ・ 指定を受けた J A ・ 信 連 は、経 営 悪 化 や 破 綻 を 未 然 に 防 止 す る た め、以 下 の 経 営 改 善 策 に 取 り 組 む。
- ＜ 経 営 改 善 取 組 内 容 ＞
- 経営管理の強化
 - 増資・内部留保確保等による自己資本増強
 - 不良資産の処理等の財務健全化
 - 経費削減等による取次改善等
 - 指定を受けた J A ・ 信 連 は、農 林 中 金 が 外 部 専 門 家 と 連 携 し て 行 う ガバナンスの有効性にかか る 調 査 に 応 じ る も の と し、調 査 結 果 を 踏 ま え て 農 林 中 金 が 必 要 と 判 断 す る 場 合 は、ガバナンス の 再 構 築 に 取 り 組 む。こ の 際、J A ・ 信 連 は、自 ら 必 要 と す る 場 合 に、外 部 か ら の 役 員 等 派 遣 を 中 央 本 部 に 対 し 要 請 す る こ と が 可 能。

2 要 改 善 J A (経 営 点 検 基 準)

別紙 1-1 の 報 告 を も と に、以 下 の 基 準 に 該 当 す る J A は 経 営 改 善 に 取 り 組 む。

指定基準	改善目標期間
<p>○ 要改善 J A 指定にかかるとのストレステスト後自己資本比率 8%未満</p> <p>(要改善 J A 指定にかかるとのストレステストの具体的な方法は、J A バ ン ク 健 全 化 要 綱 で 定 め る)</p>	<p>経営改善計画において定める 期間</p>

・ 要 改 善 J A の 指 定 に あ た っ て は、農 林 中 金 は 信 連 等 と 事 前 協 議 を 行 う。

(共 通)

- ・ 当 該 事 業 年 度 の 末 日 に 上 記 の 実 質 自 己 資 本 比 率 に か か る レベル1・2 指 定 基 準 また は 要 改 善 J A の 指 定 基 準 に 該 当 す る 蓋 然 性 が 高 い J A に つ い て は、農 林 中 金 は 指 定 を 行 い、早 期 に 指 導 を 行 う こ と が 可 能。
- ・ 上 記 の 指 定 基 準、経 営 改 善 取 組 内 容 等 の 具 体 的 な 内 容 に つ い て は、中 央 本 部 で 審 議 の う え、経 営 管 理 委 員 会 で 決 定 し、別 に 定 め る。(J A に つ い て は、J A バ ン ク 健 全 化 要 綱 に お いて 定 め る。)
- ・ 農 林 中 金 は、J A バ ン ク 会 員 に か か る 経 営 状 況、経 営 の 点 検 結 果 そ の 他 指 導 を 行 う 上 で 必 要 と す る 事 項 に つ い て、信 連 そ の 他 必 要 と 認 め る も の に 関 示 す る こ と が 可 能。

別紙2-1-2
指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙1-2の報告により以下の指定基準に該当するJ・A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準
レベル1	<p>体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 行政庁から信用事業にかかると業務改善命令等（資金運用体制）を受け つけた場合</p> <p>○ 要改善J・A（不祥事点検基準）指定後に発定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 再発J・Aにおおいて「要改善J・A（不祥事点検基準）指定要件に該当する信用事業での不祥事点が新たに発生した場合（注1） ※再発J・Aとは、要改善J・A指定後の再発防止策取組期間中または解除後3年以内に、指定基準に該当する信用事業での不祥事点検事件の開始日（当該再発防止策の取組開始日以降のもの）が発生し、外部指図で発覚したJ・Aとする。 ○ 信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合（注2）。共済事業のみの不祥事件であって、J・Aバンク基本方針に基づき指図と同等の指図が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。（注3） ○ J・A・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注4）</p>
	<p>体制整備</p> <p>○ 「要改善J・A（体制整備基準）」指定後に発定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合</p>
	<p>会計監査</p> <p>○ 法または定款により会計監査人を置くべきJ・A・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 場</p>
	<p>レベル2</p> <p>○ レベル1指定後2年経過しても、格付解除の目処が立たない場合</p>
レベル3	<p>○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり</p>

（注1）本基準において「新たに」とは再発J・Aに該当し初めて策定した再発防止策の取組浸透期間（6か月）の経過後に、当該不祥事件の開始日があることをいう。

（注2）信用事業に権限を有する役員には、信用事業の内部統制に関与する観点からリスク管理担当役員を含めるものとする。

（注3）J・Aバンク基本方針に基づく指図と同等の指図とは「J・A共済不祥事件措置基準」に基づく指図とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善J・Aに指定する。

（注4）J・A・信連に関連する業務は、J・A・信連の業務またはその役員であることとを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J・A・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

- ・ レベル格付の指定を受けたJ・A・信連は、別紙3により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル3の指定を受けたJ・A・信連は、組織統合（信用・農林中金への事業譲渡等）を6か月以内（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けたJ・A・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- ・ 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受けると
- ・ 指定を受けたJ・A・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に際しては、調査結果を踏まえ、農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J・A・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に申し要請することができる。

2 要改善J・A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙1-2の報告により、以下の基準に該当したJ・Aは、経営改善に取り組む。

要改善J・A（不祥事点検基準）	指定基準
<p>○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・ 組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかると業務改善命令等（資金運用体制以外）を受け た場合</p>	
要改善J・A（体制整備基準）	指定基準
<p>○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備</p>	

・ 要改善J・Aの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。

・ 指定を受けたJ・Aは、要改善J・A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善J・A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善J・Aの指定にあたり、別紙1-2の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで6か月間の猶予期間を設ける。この間、該当J・Aは速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会にて決定し、別に定める。（J・Aについては、J・Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J・Aバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指図を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙2-1・2-2により、レベル格付に指定されたJ・A・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 J・A	運用対象
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> ・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他J・Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> ・新規資金運用は債連・農林中金への預け金に限定する。
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他J・Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

運用対象	
レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規与信行為の停止。
レベル 3	

(共通)

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基調に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域に限定された信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件または役員が関与する信用事業での不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することとを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することとを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、J・Aにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、J・Aバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会が決定する。

別紙 4

指定支援法人によるレベル格付J・A・信連にかかる支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けたJ・A・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で審議)	支援の前提条件
<p>利子補給 (レベル1~3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる借入れ: 貯私資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○ 期間: 10年以内 ○ 利子補給率: 1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営責任の明確化を行うこと ○ 中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
<p>債務保証 (レベル1~3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる借入れ: 利子補給と同じ ○ 期間: 10年以内 ○ 保証割合: 100%以内 ○ 保証料率: 0.1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利子補給と同じ
<p>事業再編型 (レベル1~3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○ レベル1、2 J・Aについては、J・Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○ 10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○ 中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
<p>緊急支援型 (レベル2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○ 二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ・Aとしてレベル2の指定を受けること ○ 一次支援を行う場合: J・Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてはJ・A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○ 二次支援を行う場合: <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業再編にかかる契約についてJ・A総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・ 自己責任を果たすこと ・ 10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・ 中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
<p>資本注 入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己資本比率 4% 超 10%までの範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 責任ある経営体制を確立すること ○ 以下について実効的な経営改善策を策定すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以内に確実に消却原資を確保すること ・ 注入する資本控除後の実自己資本比率を経営改善の開始後5年以内に8%以上に改善すること ○ 中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

別紙5-1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時に、JAの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指
定後1年以内に決定すること
○破綻処理3原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守）
○中央本部の審議を経た計画に基づき自努力を徹底すること

＜調査の内容＞

- ▶ 計算書類等の正確性の検証
 - ▶ 内部管理態勢の有効性の検証
 - ▶ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのJA代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、JAバンク健全化要綱において定める。

資金贈与	費用助成 (レベル1~3)	○助成対象：JA信用事業 譲渡を円滑に進めるた めに必要かつ相当な資 用（継続的に発生する 費用に対する助成は5 年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・ 事業再編型 (レベル1~3)	○事業再編または組織統 合を行うために必要か つ相当な金額	○レベル1、2、JAについては、JAの理事会または 経営管理委員会において事業再編を行う方針を指 定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則（減資、経営責任の追及、組織の消 滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破 綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自努力を徹 底すること ○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満と なる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然 性が高いJA」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：JAの理事会または経営管理 委員会において、事業再編にかかる契約についてはJA A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける 方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてJA総会決議によ る承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自努力を徹 底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1~3)	○対象債権：JA信用事業 譲渡を円滑に進めるた めに損害担保を付すこ とが必要と認められる 農業または関連産業向 け貸付け ○補償額：譲受時の残元本 の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が 発生した場合、その 50%以上を指定支戻法 人に納付 ○期間：10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最善であると判断され ること
	一部 事業譲渡型※ (レベル1~2)		

※ 一部事業譲渡型：JAにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会が決定し、別に定める。（JAについてはJAバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
- ・ JAバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ない認められた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会が決定する。

別紙 6

指定支援法人による再編成希望 J A にかかる
支援策と支援の前提条件

再編成希望 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しな
ければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
支援対象 レベル格付の指定を受けていない再編成希望 J A	活用可能な支援策 利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、 損害担保

2 支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事業毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子 補給	○対象となる借入れ：J A 信用事業譲渡 に必要な資金の農林中金または信連 からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 %以内	
債務 保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：J A 信用事業譲渡を円滑に 進めるために必要かつ相当な費用 (継続的に発生する費用に対する助 成は5年間を上限)	○営農・経済事業に注力することを目的とし た J A 信用事業譲渡の計画を策定し実践す ること
損害 担保	○対象債権：J A 信用事業譲渡を円滑に 進めるために損害担保を付すことが 必要と認められる農業または関連産 業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の 80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、 その 80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内	

・支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。

別紙 5 - 1 - 2

事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに
指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択 J A については、III の 7 (2) および別紙 5 - 1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
III の 7 (2)	(1) に該当しない J A は、会計監査人を置 く旨の定款の定めを設けるよう努める。ま た、当該 J A は、 当該定款の定めを設けるまでの間	(1) に該当しない事業再編選択 J A は、 事業再編が完了するまでの間
別紙 5 - 1	<調査の内容> ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 内部管理態勢の有効性の検証 ➢ 会計監査人の設置その他の経営基 盤の強化（事業再編を含む。）に ついての J A 代表理事との協議	<調査の内容> ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2 - 2) にかかわらず、事業再編選択 J A については、別紙 1 - 2 の報告において内部監査体制または
は資金運用体制（貸出・審査体制）のうち J A バンク健全化要綱において定める項目が未整備であって
も、事業再編が完了するまでの間指定を行わぬ。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければなら
ない。

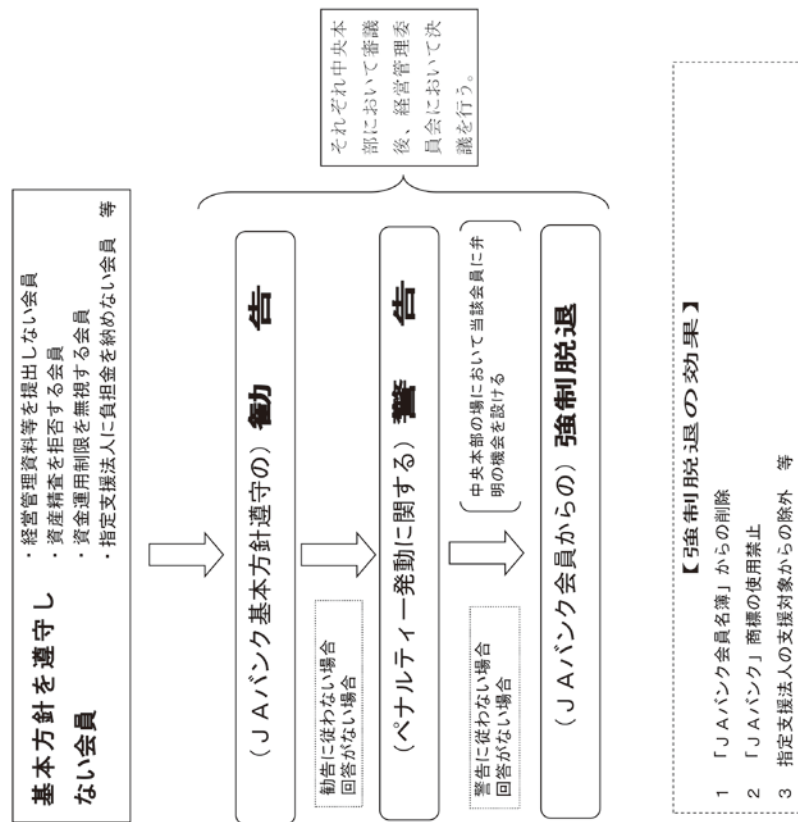
活用可能な 支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事業毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強 化を円滑に進めるために必要かつ相当 な費用（継続的に発生する費用に対す る助成は3年間を上限）	○事業再編にかかる契約について J A 総会決議に よる承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実 践すること

・支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。
・事業再編選択 J A が再編成希望 J A に該当しかつ再編成希望 J A にかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支
援策と重複して再編成希望 J A にかかる支援を受けることができる。

別紙7

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティ）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティ措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【共通】

■ **コンプライアンス**

企業や機関、団体、組合の「法令等遵守」と訳されますが、法令の遵守に加え、「倫理や社会貢献などに配慮した行動をする」という意味が含まれています。

【指導事業】

■ **地域農業ビジョン**

「今後どのように地域農業を維持・発展させていくのか」について将来のJAあいち海部管内の農業の目指す姿を描いたものです。

■ **みどりの食料システム戦略**

国内農林水産業の生産力強化や持続可能性の向上を目指し、2021年5月に農林水産省が策定した食料生産の方針。農林水産業に伴う温室効果ガスの放出や、化石燃料由来の肥料の使用量を削減するといった環境負荷の低減策が中心となっています。

■ **中核的担い手**

地域農業をリードし、所得水準を確保するとともに、今後想定される農地の受け皿としての機能を有するなど、次世代にわたり地域の農業を持続的に発展させる役割を担う農業者のことです。

■ **農業ICTツール**

人工衛星からのGPSを使った自動運転走行のトラクターや農業用ドローンによる農薬・肥料散布、農作物の生育管理に活用するデータの収集・分析など、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術を活用して農業生産を効率化するための技術です。

■ **農業無料職業紹介事業**

農家の労働力不足等の課題解決に向けJAが職業安定法に基づき求人農家と求職者とのマッチングを行う事業です。

【営農事業】

■ **フレコン**

米等を大量に保管・運搬するための大容量袋。フォークリフト等での荷役が可能であり、作業時間の短縮、労力軽減、輸送・保管コストの低減に寄与する。

■ **レンタルパレット**

物流に使用するパレットを自社保有せず、専門事業者から借り受けて利用する方式。回収・管理を外部に委ねることで、保管スペースの削減、管理負担の軽減、コストの平準化に寄与する。

■ **2024年物流問題**

働き方改革関連法によって2024年4月以降、自動車運転業務の時間外労働時間の上限が年間960時間に制限されることによって発生する問題の総称です。規制によって距離や1日に運べる荷物が減少することで、運賃の上昇や、ドライバーの収入の減少・離職等が懸念されています。

■ **農地中間管理事業**

地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地について、農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮し、貸し付ける事業です。

■ **播種前出荷契約**

農産物の種まき（播種）前に生産者が取引先と農産物の価格、数量、対象（品質）について取り決める取引のことです。

■ **QOL**

心身の状態に加え、精神的充足や社会参加を含めた生活全体の質を示す概念。利用者満足度の向上、尊厳の保持、自立支援の推進に寄与する。

■農業生産工程管理（国際水準GAP）

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善をする取り組みです。

農林水産省では、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼び、ガイドラインを策定し普及を推進しています。

■WEB農業簿記システム

J A 愛知中央会・(株)ソリマチの共同開発によるシステムです。インターネットを利用して組合取引(通帳・購買・販売)をデータで取得し、自動で仕訳作成を行います。

【信用事業】

■ネットバンク

窓口やATMに行かなくても、残高や入金照会、振込等がインターネット上からできるサービスです。

【共済事業】

■3Q活動（あんしんチェック）

保障点検による「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じ、組合員・利用者の信頼と期待に応え「安心」と「満足」を届ける活動です。

【経営管理業務】

■准組合員モニター

地域農業の応援者である准組合員の声をJ A 事業の運営改善に繋げることを目的に行っている制度です。海部地域の農業やJ A 事業への理解醸成を図る講座やJ A 職員との意見交換などを行っています。

■援農ボランティア

農家の労力支援と地域住民の地域農業への理解促進を目的に、准組合員から農作業のボランティアを募集する取り組みです。

■リスク指標モニタリング

信用リスク・市場リスク・流動性リスク等について設定した指標を定期的に確認し、変動状況を把握する管理手法。異常の早期検知、迅速な対応、経営の安定性確保に寄与する。

■全般統制整備

業務運営に係る基本的な統制環境を整備し、各業務プロセスが適切に機能するよう管理する取り組み。内部統制の有効性確保、リスク低減、経営の透明性向上に寄与する。

■3線モデル

第1線を業務部門内での日常的モニタリングを通じたリスク管理、第2線をリスク管理部門などによる部門横断的なリスク管理、そして第3線を内部監査部門による独立的評価として、組織内の権限と責任を明確化した内部統制、ガバナンス及び全組織的なリスク管理に係る体制整備の考え方。

■マネー・ローンダリング（マネロン）及びマネロン管理システム

マネー・ローンダリング（マネロン）とは、犯罪で取得した不正資金等、違法な手段で入手したお金を、架空口座や他人名義口座等を利用し出所を分からなくして、正当な手段で得たお金と見せかけること。日本語では口座を転々とするうちに、汚れたお金（マネー）が洗濯（ローンダリング）されてしまう意味で「資金洗浄」といいます。

マネロン管理システムとは、マネー・ローンダリング等対策として、不正取引の監視や顧客管理を行う金融犯罪防止システムです。

【監査】

■会計監査人監査

会計監査人とは、監査及び会計の専門家のことです。独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することを目的として、会計に関するリスクとそのリスクをコントロールするための内部統制が機能しているかの監査を実施します。会計監査人監査を受けることで、財務情報の信頼性を向上し、社会的信頼性が高まります。

貸 借 対 照 表

【資 産】

本組合で運用している資産（預け金、貸出金、固定資産等）の状態をあらわしたもので、それぞれの資金を信連に預金する、購買事業に運用する、土地や建物の取得にふりわける、資金が必要な組合員に貸し出す等資金をどのように運用しているかの明細です。

科 目	説 明
1. 信用事業資産	
(1)現 金	本店・支店の手持ち現金や小切手
(2)預 金	信連・銀行等に預けてあるお金
系 統 預 金	信連に預けてあるお金
系 統 外 預 金	銀行に預けてあるお金
(3)有 価 証 券	財産権を表章する証券
国 債	国（政府）が発行する債券
地 方 債	地方公共団体（都道府県）が発行する債券
政 府 保 証 債	政府関係機関等が発行する債券
社 債	企業が発行する債券
(4)貸 出 金	組合員や行政等へ貸しているお金
(5)その他の信用事業資産	預金・貸出金・有価証券等の未収利息および基金協会への保証金等
未 収 収 益	信用事業で決算において未収となっている収益
そ の 他 の 資 産	仮払金等
(6)貸 倒 引 当 金	貸出金等の貸倒に備えた引当金
2. 共済事業資産	
(1)その他の共済事業資産	共済事業における未収の付加収入
3. 経済事業資産	
(1)経済事業未収金	購買事業（購買品等）・販売事業（販売品等）代金の未収金
(2)経済受託債権	受託販売品の仮渡金等
(3)棚 卸 資 産	購買品等の在庫
購 買 品	生産資材や生活物資等
そ の 他 の 棚 卸 資 産	その他の在庫
(4)その他の経済事業資産	家畜事業・農地賃貸借等の金額
(5)貸 倒 引 当 金	経済未収金等の貸倒に備えた引当金
4. 雑 資 産	
5. 固 定 資 産	
(1)有 形 固 定 資 産	建物や機械装置等の固定資産
建 物	組合が所有している建物・建物附属設備
機 械 装 置	組合が所有している機械・装置
土 地	組合が所有している土地
リ ー ス 資 産	ファイナンス・リース取引に計上するリース資産
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	組合が所有している構築物・車両・器具備品等
減 価 償 却 累 計 額	当期までの減価償却資産に係る減価償却費の総額
(2)無 形 固 定 資 産	システム・電話加入権等の固定資産
6. 外 部 出 資	
(1)外 部 出 資	系統機関や取引団体に対する出資
系 統 出 資	系統機関に対する出資
系 統 外 出 資	系統機関外取引上関係のある団体等に対する出資
7. 繰 延 税 金 資 産	

【負債および資本】

本組合の負債（貯金、借入金、未払金等）および資本（出資金、準備金、積立金等）の状態をあらわしたもので、資金をどのように集めているかの明細です。

科 目	説 明
1. 信用事業負債	
(1)貯 金	利用者の皆様から組合がお預かりしているお金
(2)借 入 金	信用事業の資金として借りているお金
(3)その他の信用事業負債	貯金・借入金の未払利息や貸付金の一部を留保している資金等
未 払 費 用	信用事業で決算において未払いとなっている費用
そ の 他 の 負 債	その他の信用事業における負債
2. 共済事業負債	
(1)共 済 資 金	共済掛金等契約者の皆様から組合が一時的にお預かりしているお金
(2)未経過共済付加収入	共済付加収入のうち次年度の収益とするお金
(3)共 済 未 払 費 用	加入者奨励等における未払費用
(4)その他の共済事業負債	保険代理店業務における保険料の未払金
3. 経済事業負債	
(1)経済事業未払金	購買品・販売品の仕入れ代金で支払っていないもの
(2)経済受託債務	受託販売品の仮受金等代金の未清算のもの
(3)その他の経済事業負債	受入保証金・経済預り金等
4. 雑 負 債	
(1)未 払 法 人 税 等	今年度分として納税する法人税等
(2)資 産 除 去 債 務	資産除去債務
(3)そ の 他 の 負 債	各事業以外の未払消費税・未払金等
5. 諸 引 当 金	
(1)賞 与 引 当 金	翌事業年度の職員の賞与にあてるための引当金
(2)退 職 給 付 引 当 金	職員の退職金にあてるための引当金
(3)役員退職慰労引当金	役員退職慰労金にあてるための引当金
(4)ポ イ ン ト 引 当 金	ポイント会員のポイント還元にあてるための引当金
(5)特例業務負担金引当金	特例業務負担金の拠出に備えた引当金
負 債 の 部 合 計	
(純資産の部)	
1. 組 合 員 資 本	
(1)出 資 金	組合員の皆様から提供していただいたお金
(2)利 益 剰 余 金	当期に得た利益剰余金
利 益 準 備 金	定款の規定により積み立てたお金
そ の 他 利 益 剰 余 金	当期に得たその他の利益剰余金
特 別 積 立 金	今後の経営安定のために積み立てたお金
施 設 整 備 等 積 立 金	中長期的な施設取得・修繕のための準備金
地 域 農 業 振 興 積 立 金	地域農業振興等の取り組みに対する積立金
リ ス ク 対 策 積 立 金	経済動向の悪化や自然災害による多額の損失の発生に備えた積立金
税 効 果 調 整 積 立 金	税効果会計に係る積立金
当 期 未 処 分 剰 余 金	当期に処理する剰余金の総額
(うち当期剰余金)	当期に得た税引後の利益
(3)処 分 未 済 持 分	組合員の任意脱退に係る組合保有持分
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
(1)そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	その他有価証券の時価評価により生じた評価差額

損 益 計 算 書

科 目	説 明
1. 事業総利益	
事業収益	各事業の収益（収入）の合計から内部損益額を引いた金額
事業費用	各事業の費用（支出）の合計から内部損益額を引いた金額
(1)信用事業収益	信用事業によって得た収益
資金運用収益	各取引によって得た収益
（うち預金利息）	信連等に預けたお金の利息
（うち有価証券利息）	国債・地方債等の有価証券の利息
（うち貸出金利息）	組合員の皆様に融資しているお金に対する利息
（うちその他受入利息）	借入留保金に対する利息等
役員取引等収益	為替業務に基づく受入手数料・業務受入委託料
その他経常収益	その他の信用事業における収益
(2)信用事業費用	信用事業によって発生した費用
資金調達費用	各取引によって発生した費用
（うち貯金利息）	利用者の皆様からお預かりした貯金に対する利息
（うち給付補填備金繰入）	利用者の皆様からお預かりした定期積金に対する利息
（うち借入金利息）	信連等より借入れた資金の利息
（うちその他支払利息）	貸付留保金に対し支払った利息等
役員取引等費用	オンライン取引に関する手数料等
その他事業直接費用	業務に直接要する費用のうち、利息費用や人件費以外の各種経費
その他経常費用	その他の信用事業における費用
（うち貸倒引当金戻入益）	信用事業に係る貸倒引当金の戻入益
信用事業総利益	
(3)共済事業収益	共済事業によって得た収益
共済付加収入	組合の付加掛金
その他の収益	受取奨励金・受取特別配当金等
(4)共済事業費用	共済事業によって発生した費用
共済推進費	共済契約に係る記念品等の推進のための経費等
共済保全費	共済掛金収納業務の契約保全のための経費等
その他の費用	その他消耗品費等
共済事業総利益	
(5)購買事業収益	購買事業によって得た収益
購買品供給高	生産資材・生活物資等の売上高
購買手数料	購買事業の受入手数料
その他の収益	その他の収益
(6)購買事業費用	購買事業によって発生した費用
購買品供給原価	生産資材・生活物資等の受入原価
購買品供給費	購買品の供給に係る費用
その他の費用	その他購買事業に係る費用
（うち貸倒引当金繰入額）	購買事業に係る貸倒引当金の繰入額
（うち貸倒損失）	購買事業に係る貸倒の損失額
購買事業総利益	
(7)販売事業収益	販売事業によって得た収益
販売品販売高	農畜産物の販売高
販売手数料	販売事業に係る受入手数料
その他の収益	その他の収益
(8)販売事業費用	販売事業によって発生した費用
販売品販売原価	販売品の受入原価
その他の費用	その他販売事業に係る費用
（うち貸倒引当金繰入額）	販売事業に係る貸倒引当金の繰入額
販売事業総利益	

科 目	説 明
(9)保管事業収益	米等に係る保管事業によって得た収益
00保管事業費用	米等に係る保管事業によって発生した費用
（うち貸倒引当金繰入額）	保管事業に係る貸倒引当金の繰入額
保管事業総利益	
01利用事業収益	R C・葬祭・介護事業等利用事業によって得た収益
02利用事業費用	R C・葬祭・介護事業等利用事業によって発生した費用
（うち貸倒引当金繰入額）	利用事業に係る貸倒引当金の繰入額
利用事業総利益	
03宅地等供給事業収益	宅地等供給事業（資産管理事業）によって得た収益
04宅地等供給事業費用	宅地等供給事業（資産管理事業）によって発生した費用
宅地等供給事業総利益	
05指導事業収入	補助金等や指導事業によって得た収入
06指導事業支出	広報誌・組織活動・営農・生活事業に係る支出
指導事業収支差額	
2. 事業管理費	
(1)人件費	役員報酬・職員給与手当等
(2)業務費	会議費・業務委託費・通信費等
(3)諸税負担金	租税・関係機関に支払う分担金等
(4)施設費	施設関係・車両管理・固定資産の減価償却費等
(5)その他事業管理費	上記以外のその他の費用
事業利益	
3. 事業外収益	
(1)受取雑利息	事業未収金・自主流通米の仮渡金等に対して受入れる利息額
(2)受取出資配当金	外部出資に係る配当金
(3)賃貸料	組合所有の土地・建物の賃貸料の受入額
(4)商権利用料	(株) あいちエネルギーからの支払金
(5)雑収入	事業外でその他の科目に属さない収益
4. 事業外費用	
(1)寄付金	各種団体への寄付金
(2)賃貸費用	組合が賃貸している土地・建物の賃貸収入に伴う費用
(3)雑損失	事業外でその他の科目に属さない費用
経常利益	
5. 特別利益	
(1)固定資産処分益	固定資産売却による益金
(2)一般補助金	固定資産取得のための行政等からの補助金
6. 特別損失	
(1)固定資産処分損	固定資産の売却における処分損
(2)固定資産圧縮損	固定資産取得のための行政等からの補助額を減額する
(3)減損損失	固定資産の評価損（減損会計導入に係る損失額）
税引前当期利益	
法人税、住民税及び事業税	法人税等の支払いに引当てた費用
法人税等調整額	税効果会計に伴う法人税等調整額
法人税等合計	法人税、住民税及び事業税の合計額
当期剰余金	当期剰余金
当期首繰越剰余金	前年度からの繰越した剰余金
施設整備等積立金取崩額	当期に投資した施設整備金を取崩した額
リスク対策積立金取崩額	多額の損失に備えた積立金を取崩した額
税効果調整積立金取崩額	税効果会計に伴う法人税等調整額の取崩額
当期末処分剰余金	前年度からの繰越した剰余金と当期剰余金の合計

J A 綱領

～わたしたち J A のめざすもの～

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主、自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

農作業に興味のある方

時間を有効活用したい方



食・農・くらしのそばに
JAあいち海部

未経験でも
OK!!

農家で働いて みませんか?

JAあいち海部では地元農家の高齢化や後継者不足による
労力不足を補うため、職業安定法関係法令及び通達に基づいて
無料職業紹介事業を始めました!

組合員農家(雇い主)



- 作業を手伝ってくれる人を募集したい!でも…どこに依頼したらいいのかな。

求職者



- 空いた時間を有効活用したい!
- 簡単な農作業なら手伝えるかも!

まずは求人登録!

求人票に必要事項をご記入ください

JA職員との面談

求人登録!

JAグループ愛知「農業求人サイト」はこちらから



JAあいち海部に
おまかせ
ください!

JAあいち海部
無料職業紹介

まずは求職登録!

求職票に必要事項をご記入ください

JA職員との面談

求職登録!

求職申込は求職者名簿への登録であり、農家からの採用がすぐにあるとは限りませんので、ご了承ください。

農家(雇い主)と求職者との面談後
雇用契約へ

求人情報はJAグループ愛知「農業求人サイト」に掲載!

さらに、求人サイト **Indeed** や **DOMO!NET** にも求人情報が同時掲載!!



JA 共済の
地域貢献活動

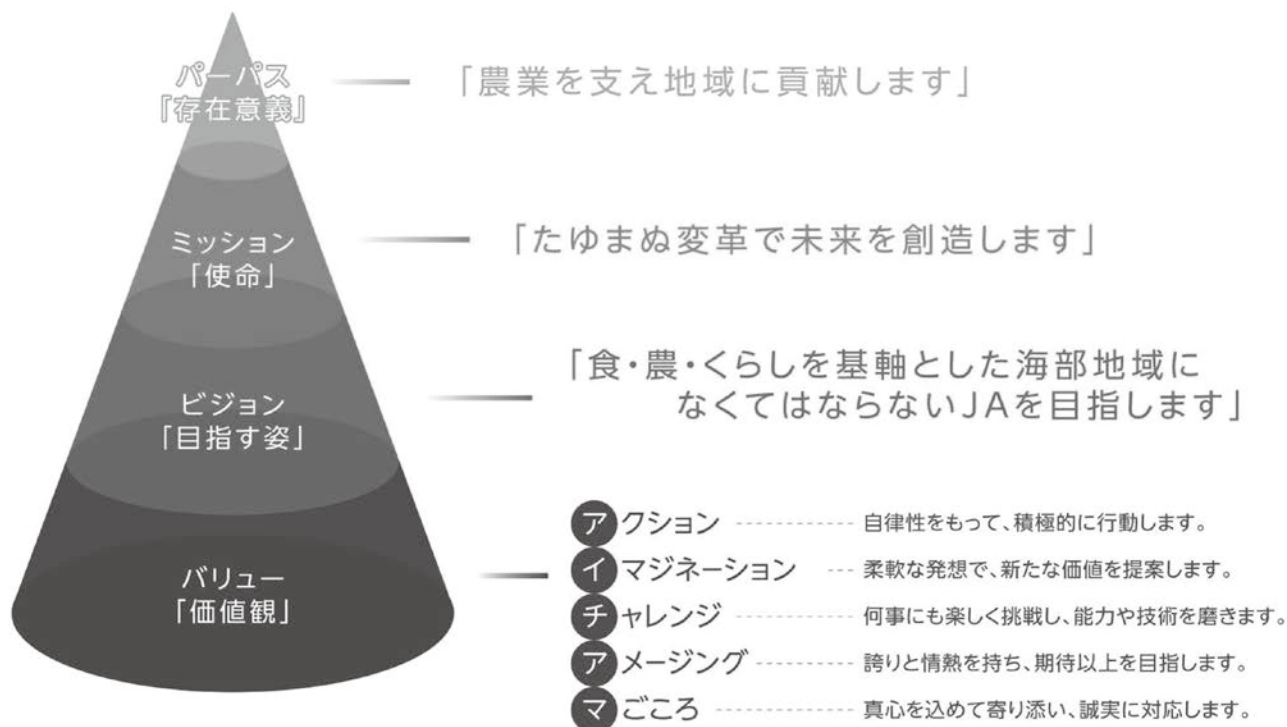
©2017 JA-KYOSAI

お問い合わせ

JAあいち海部 農産部 担い手課 TEL 0567-23-6913
FAX 0567-23-3018

~ MEMO ~

経営理念



基本方針

活力ある「地域農業をつくる」

行政・関係団体と連携した担い手・産地づくり、総合力を活かした農家支援、共同利用施設の有効活用、有利販売の実践等により、活力ある地域農業づくりを進めます。

また、地域特性を活かした魅力ある直売所事業の展開や、食農教育活動の充実、デジタル接点の活用等により、地域農業のファン拡大に取り組みます。

組合員・地域に密着した事業展開

組合員・利用者のニーズやライフステージに応じた、総合力を活かした良質なサービスの提供と相談機能の発揮により、より身近で頼りになるパートナーを目指します。

組織基盤・経営基盤の確立・強化

組合員との対話を通じた意思反映の充実に努めるとともに、組合員組織の活性化に取り組みます。

また、経営管理・リスク管理の高度化と内部管理態勢の強化により、健全性の高い強固な経営基盤の構築を進めます。

次代を担う職員の育成

地域農業や組合員の豊かなくらしに貢献できる人材の定着・確保に向けて、JA理念や経営戦略を踏まえて主体的に行動できる職員の育成に取り組み、人的資本経営の実践を目指します。



あいち海部農業協同組合

〒496-0876 愛知県津島市大縄町9丁目63番地

TEL.0567-28-6688

<https://www.ja-aichiama.com/>